

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
事務部長 成田 勇一 君
会計室長 森山 良悦 君
監査委員

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3 番 竹 中 憲 之 議員

2 3 番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

夏の交流人口について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目、夏の交流人口についてお尋ねいたします。名寄市は、総合計画の中で定住人口の想定を10年間で5,000人の減、2万7,000人としております。定住人口の目標を達成する施策はもちろん大切ですが、都会への人口の集中が加速する中、現状では非常に厳しいと言わざるを得ません。そこで、交流人口でこの地域の経済の振興を含め、多少なりとも補っていくことは大切であり、可能であると考えております。魅力ある地域、施策があれば、交流人口はさらにふえるものと思います。上川支庁発表の平成18年度の観光客の入り込み状況は、名寄市において道立サンピラーパークの一部オープンにより12.1%増、30万3,000人の人がこの名寄の市を訪れているそうです。関係各位の御努力に本当に敬意を表したいと思います。その中で、夏の観光の中心であります12ヘクタール、70万本のひまわりが咲き誇る名寄智恵文ひまわり畑がこの夏開園を見合わせるとの報道発表に驚いた市民も多いのではないのでしょうか。名寄市は、種芋の病害虫のジャガ

イモシストセンチウの発生を未然に防ぐために苦渋の判断をされたのでしょうか。しかし、ジャガイモシストセンチウは、1972年に発見されて以来全国で被害が報道されております。種芋畑に隣接する場所にひまわり畑をつくったときから可能性は懸念されていたと思いますので、今までの対策はどのように行われてきたのかお尋ねいたします。

1995年に入園者が1万人を突破して以来、展望台、トイレ、売店、駐車場の整備、貸し自転車、ビーチパラソルの設置、顔出し写真撮影場所、そして遊歩道、高所作業車による見学と観光施設としての施策を打ち出し、昨年は過去最高の4万2,000人もの方々がこの地を訪れております。名寄には見どころが少ないと市民の皆さんより御指摘を受けている中、やっと名寄の観光の目玉として根づいてきたところでございます。6月10日に札幌で行われましたYOSAKOIソーラン祭りにおきましても名寄の北鼓童は2年続けてこのひまわりをテーマにすばらしい踊りを披露し、全道、全国に名寄のひまわりをPRしてくれたことも忘れてはならないと思います。本年は、幸いにMOA自然農法名寄農場が東雲峠北側など3カ所に10ヘクタールのひまわりを植えていただけるそうです。さらに、農場近くに世界のひまわり30種類を植え、市民の皆さんに、また観光客に喜んでいただきたいということ聞き及んでおります。また、地元智恵文の有志の方もひまわりを絶えさせてはならないと5ヘクタールに作付したいとも聞いております。なぜ中止の発表の前に本年の方向性を見出さなかったのかお知らせいただきたいと思います。

本年のMOAの取り組みに対しどのような協力をしていくのか、また名寄の観光、ひまわり畑のPR、または協力いただいた旅行者への対応はどのように行ってきたのか、この点についてもお知らせいただきたいと思います。MOAの協力は、本年1年だと聞いておりますが、来年以降名寄市

としてはどのような展望を描いているのかお尋ねいたします。

次に、私は冬の交流人口の増加においてもジャンプ大会等の積極的な誘致の拡大をうたっていました。サマージャンプにおいては、名寄の財産でもありますジャンプ台を生かすことを考えていくべきだと思っております。観光施設としてジャンプ台のスタート地点から選手の見線を経験してもらい、そういったことやあの高さから見た自然の展望を見てもらうなど、観光的なことに利用できないものなのか。ジャンプ台を使った参加型イベント等、新たな発想を持ったソフト的なことに取り組んでいくべきだと考えますが、見解を求めます。

さらに、ジャンプ台の使用についてですが、冬は寒くなり、雪がちらついてきますといち早く降雪機を使い、少しでも早く飛ばそうと整備をして飛べる準備を始めます。夏においても選手たちは、雪での感覚をいち早く復習したいという思いがあり、学校の休みに当たるゴールデンウィークに使用したいという要望があります。現状使用に対してどのような取り組みをしているのかお知らせください。

名寄市としては、サマージャンプ大会に、これから開催されますが、冬の時も言いました選手と市民の交流の場を設けるなどもっと身近な存在となるよう大会運営も必要と考えておりますが、見解をお知らせください。

2点目、学校教育についてお尋ねいたします。43年ぶりに全国学力テストが4月24日に実施されました。文科省は、9月をめどに都道府県別に結果を公表する予定となっております。全国の小学校6年生と中学3年生が対象ですが、市町村、学校単位での公表は各教育委員会が学校と協議することとなっております。このテストの結果を踏まえ、情報公開に対して教育委員会はどのようなお考えを持っているのかお知らせください。テストの結果が悪い子供たちや学校が悪いわ

けではありません。この実態を把握し、どんな手を打ち、さらにそのことを生かして子供たちをどう伸ばすかが大事であり、課題であると考えております。今後のこのテストの結果を踏まえて、名寄市はどのように取り組んでいくのかお知らせ願いたいと思います。

さらに、特別支援教育の取り組みと現状についてお尋ねいたします。過去私は、2回この特別支援教育について名寄市の対応をお尋ねしてまいりました。LD、ADHDといった子供一人一人のニーズに合わせた教育がこれから本当に大切な時代になってきた。それに伴い、各学校がコーディネーターを設置し、校内委員会、巡回指導とある程度の形は私は整ってきたのではないかなと考えております。しかし、そのことを踏まえ、一人一人の子供に対する取り組みが現状どのように行われているのか、どう対応しているのかをお尋ねいたします。

また、名寄西小学校をモデル地区としてのとちの木教室とのかかわりについて、このことをどのように先々名寄市全体に求めていくのか、特別支援教育との兼ね合いはどうとらえているのかお尋ねいたします。国は、今年度から実施の特別支援教育に対しまして、各市町村、各学校に特別支援教育支援員を置くことができる。そのための予算は、国の方で確保していると聞き及んでおります。名寄市においてこの特別支援教育支援員、どのように活用し、今後展開していくのか、この点につきましてもお知らせいただきたいと思っております。

3点目、交通安全対策についてお尋ねいたします。8号道路の箭原橋改良に伴う通学路の安全対策についてでございます。豊栄川の改修に伴い、あの8号道路の箭原橋が改良されました。その結果、あそこにあった移設した信号がもとの信号の位置に戻され、新しい橋は6%の傾斜がついております。市民の皆さんの多くからこんな状況では子供たちの通学路としての安心、安全は守れない、本当に危険な場所であるという指摘を受けて、私

も朝、夕方、夜と実際あの場所を走ってみますと、やはり雨のときであるとか交差点の前、非常に危険であるということを感じております。さらに、3月には実際名寄中学校の子供があそこで、重大事故には至りませんでした。交通事故に遭うという本当に危ないことが起きているのが現実でございます。そして、あの橋は改良を終わったかに見えますが、これからさらにあの勾配をなくすために工事が始まる。あれは完了ではないと言っております。そのとおりだとは思いますが、市民の皆様はあの橋はもうあれでできたのではないかと。これからまたさらに変わるのだよということは全然わかっていない。やはり道の仕事とはいえ、安全の面からもそういったことを名寄市としてもしっかりとPRをしていく必要があるのではないかなと思っています。交通安全の面から、やはり中学校、そして南小へ通う子供たちの安全のためにもあそこの信号機の位置の移設を強く求めますが、その点についてお知らせください。

さらに、交通安全上の春の道路対策についてお尋ねいたします。ことしは雪が少なく、また温度もそれほど下がらなかったせいでしょうか、皆さんも春の名寄地区、風連地区の道路を走って御理解いただけると思います。道路の割れ目からの格差が非常に大きい。春先でありますから、暖かくなればそれはある程度戻るよと言われて、本当半年、一月たってみますと15センチあった格差が大体一、二センチというような状況になるのはわかりますが、その間子供たち、または年配の方も雪が解けて自転車での行動がちょうど多くなる時であります。さらに、交差点でのあのでこぼこは非常に危険であると、市民からもそういった指摘も受けております。春のでこぼこ道路の市の取り組みについてどう考え、どう対処していくのか。今年度も何カ所かはやはり新しくコンクリでやっているところがありますが、そういったことに対する計画的な考えはあるのかどうかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 場内が大分暑くなっておりますので、上着を脱いでリラックスして議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま岩木議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては建設水道部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ひまわり畑の展望についてのお尋ねでございます。名寄で夏の観光名所となっている智恵文のひまわり畑は、昭和62年に智恵文地区の農家の有志の協力を得て始まり、平成9年から現在の地区で作付を行い、12ヘクタール、70万本と全国に観光情報の発信をしてきたところでございます。昨年は、期間中に道内外から延べ4万2,700人の観光客が訪れたところでございます。しかし、残念なことに近年バレイシヨの病害虫であるシストセンチュウが発生し、拡大してきており、昨年は道内において新たに8カ所に被害が出てきております。一度発生すると、ジャガイモのみならずほかの農作物にも印象を含め与える影響が大きく、智恵文の農業は壊滅的な影響を受けることとなります。そこで、今年度は関係機関と相談し、やむなく休止することとし、影響のない安全な場所を選定することとなりました。ひまわり畑や種芋畑の移転についてもJAなど関係者と検討してまいりましたけれども、栽培委託先の用地がないこととシストセンチュウ問題が払拭されない限り継続は困難との判断に立ったところでございます。

市及び観光まちづくり協会としまして、ひまわり畑の休止を旅行業界、観光雑誌社など関係機関にお知らせしたところでございます。しかし、今年度はMOA名寄農場の御厚意により、従来から作

付しています面積を拡大しました管理棟北側と東雲峠付近の圃場に延べ10ヘクタール作付していただけることになっておりますし、健康の森南側に約5反歩ほど斜面を利用し、ひまわりを作付する計画を持っていると聞いているところでございます。今年も、御協力くださっておりますMOA名寄農場と種子の支援や駐車場の整備を図るべく、相談させていただいております。このことにつきましては、旅行業界など関係機関にもあわせて観光協会からホームページなどを使い、PRをしているところでございます。作付場所への誘導看板の設置につきましては、わかりやすい場所を選定し、取り進めてまいります。

なお、交通安全対策にも十分意を払うと同時に、開設に向けMOA名寄農場とも連絡をとり、事業の取り組みを進めてまいります。来年以降の取り組みに当たりましては、8月のできるだけ早い段階に将来を見据え、候補地の選定を行うと同時に地域の方々と初め関係機関と相談し、誤りのない場所選びを進めたいというふうに考えているところでございます。

次に、サマージャンプについてお答えを申し上げます。ゴールデンウィーク中のシャンツェの利用につきましては何度か御質問をいただいております。選手にとっては、少しでも長く雪の上で飛びたいとの要望とサマー大会を見据え、夏仕様のシャンツェで早く飛びたいとの要望があり、選択に苦慮するところでございます。例年名寄ピヤシリシャンツェは、4月上旬まで飛ぶことが可能であるとともに、夏仕様にするためには3月下旬から雪を解かす作業を行う必要がございます。昨シーズンは、選手から春先に飛びたいとの要望があり、飛ばす準備をしておりましたが、利用がございませんでした。しかし、今後も利用者の要望を取り入れた形で準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

選手と市民が触れ合う機会とのことですが

も、大きな大会になれば多くの選手が集まり、市民は選手と触れ合いたいと思うのが自然でございますが、選手はそれぞれ学校や企業に属しており、練習や試合以外でも生活に制約があり、自由になりません。今回現役を引退いたしました原田選手との交流を企画しましたが、所属企業の制約があり、実現できませんでした。選手への激励と開催地の熱い思いを伝えるべく、交流の実現に向け努力をしていきたいと思っているところでございます。

ジャンプ台周辺を観光施設として利用できないかとのお話でございますけれども、リフトにつきましては、開設時よりジャンプ選手及びコーチ並びに競技関係者のみを輸送する専用索道設備として設置しているため、不特定多数の人が利用することができません。また、シャンツェについては札幌はリフトをおりるとすぐスタートハウスがあり、観光客の安全を確保しながら上からまちを見おろすような施設ですが、名寄の台はスタート地点まで急傾斜を上がっていくような形のため、一般観光客が楽しめるような施設になっておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、学校教育についてお答えをいたします。

初めに、全国学力テストの結果を踏まえてについてお答えをいたします。全国学力・学習状況調査につきましては、文部科学省が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、教育及び教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として小学6年生と中学3年生を対象として、4月24日に全国一斉に行われました。調査は、国語と算数、数学とし、前の学年までの内容において身につけておかなければ後の学年に影響を及ぼす事項や実生活において不可欠であり、常に活用できることが望ましい知識や

技能、さらには知識、技能を実生活のさまざまな場面に活用する力を中心とした問題となっており、名寄市教育委員会といたしましては、市内全小中学校が全国的な状況との関係において教育及び教育施設の成果と課題を把握し、その改善を図るために調査に参加をいたしました。調査結果は、ことし秋ごろに提供されることになってございます。今回の調査は、教科などの一部分であり、応用力等に比重がかかっていることから、これをもってすべての教科等に当てはめることはできないものと考えておりますが、各児童生徒に係るその他の調査結果も含めて児童生徒が努力すべき点や今後の指導方法のあり方等については、参考になるものでありまして、各学校において教育課程の改善に資する資料となるものと考えております。

調査結果の公表につきましては、どのような形で公表がなされるか、現在の時点においては明らかになっておりませんが、個人情報の保護につきましては十分配慮するとともに、地域や学校の序列化や過度の競争が生じ混乱を来すことのないよう、文部科学省や北海道教育委員会の今後の動向を注意深く見守り、名寄市教育委員会として誤りのない対応をしてみたいと考えております。

次に、特別支援教育への取り組みと現状についてお答えをいたします。特別支援教育につきましては、学校教育法の一部改正等を受け、平成19年度より実施となっておりますが、名寄市におきましては平成17年度に文部科学省の推進地域指定を受け、取り組みを開始してきております。今年度におきましても名寄市教育委員会といたしまして各学校に名寄市特別支援教育推進計画を示し、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、実態調査の実施など校内体制の中に位置づけるとともに、各学校の状況に応じた推進体制の構築に向けて取り組みを指示してきています。また、今年度から2年間にわたり名寄農業高校が文部科学省の特別支援教育推進

学校の指定を受け、事業の推進に当たっては名寄市教育委員会と連携を図っていくことになっており、高校生をも含めた幅広い特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

今年度の事業の推進状況といたしましては、5月29日に特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催し、各学校の推進状況を確認するとともに、コーディネーター研修を行ってまいりました。さらに、特別支援教育の推進において要望の高い発達検査につきましては、昨年度まで美深、旭川等へ出向いて数カ月待ちの受診となっておりますが、6月より名寄市立大学と名寄市立病院との連携協力をいただき、名寄市教育委員会が昨年度より委嘱しております名寄市特別支援教育専門家チーム委員による毎月の受診が可能となりました。これにより専門家チーム委員による適切な助言を学校や家庭等における指導に生かすことができるようになりました。

次に、ティーチングアシスタント事業についてお答えをいたします。6月1日に名寄市立大学と名寄市教育委員会との特別支援教育に関する共同研究にかかわる協定書の調印を行いました。これは、特別支援教育の実施に伴い、名寄市における特別支援教育の一層の充実を図るため、名寄市立大学社会福祉学科との連携を通して研究実践の推進と特別な教育的ニーズを必要としている児童生徒への支援のあり方についての研究を深めるものであります。この事業により学生をティーチングアシスタントとして名寄市教育委員会が指定をした特別支援教育研究実践推進学校へ派遣し、発達障害児ばかりでなく学習等に困り感のある児童の指導に当たることができるようにいたしました。これら共同研究の成果をもとに、次年度には学生の派遣をさらに広げていきたいと考えております。

特別支援教育支援員制度につきましては、通常の小中学校において障害のある児童生徒に対し支援を行うものについて、文部科学省からの通知で地方財政措置が行われるというものであり、本年

度より地方交付税の基準財政需要額に算入され、学校における日常の介助をする介助員や学習活動上のサポートを行う学習支援員が認められました。今年度の地方交付税については、7月ころに明らかになると思いますが、教育委員会といたしましては財政課とも十分協議をしながら、この特別支援教育支援制度の内容について必要とする学校への配置方法や支援員の確保等十分に検討するとともに、積極的な制度の活用を図ることで、より一層の特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） おはようございます。私の方から交通安全対策の2点についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、箭原橋に伴う通学路の交通安全対策についてであります。豊栄川の改修事業は、市街、地の生活、特に上流住宅地域を主とした浸水対策、あるいは環境保全を図るために平成14年から北海道が事業主体として実施しているところであります。箭原橋の改修工事は、河道改修計画によりまして平成18年度に橋梁工事が完成し、暫定的な道路形態で交通の確保がなされている状態です。本年度は、4月に北海道が近くの地権者、麻生区、徳田区、豊栄区の各町内会の役員の方々、あわせて名寄中学校関係者に工事の説明を行ったところであります。その中では、5月の未発注、若干おくれておりますけれども、6月には発注になると思います。10月までの工期で暫定勾配、道路勾配を6%の傾斜としているものを2.5%まで下げ、徳田側に約73メートル、市街地側に84メートルぐらいの道路改修をして道路勾配の安定を図り、車両等の流れを緩和したいという説明がございました。手押しの信号機につきましては、完成後に最良で見通しがよい場所というふうな形でもって現在のものとの位置に戻したというふうにお聞きしておりまして、今後道路の勾配状況など

を見ながら、不都合が出れば北海道や関係機関と協議を行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、工事のPRにつきましては、地元紙、地元広報紙、あとはホームページ等で今後対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

次に、春の道路対策についてであります。名寄地区の道路、特に生活道路の多くは簡易舗装と乳剤散布による防じん処理であります。近年スタッドレスタイヤの対応などから、路面に余り雪を残さない状況で除雪を行っております。そのために凍上、しばれ上がるという状態が起きて非常にひどい状態になります。したがって、市民には大変迷惑をかけている状況だということは理解をしているところであります。根本的には、本舗装での対応となりますので、今年度から総合計画における道路整備計画によりまして向こう10カ年で市街地を中心に約15キロメートル、舗装率にいたしまして10%上げることを数値目標として策定いたしました。しかし、今日的な財政状況から、財源等の確保等に多くの課題もあり、非常に難しい状況でもあります。当面は、道路整備計画にある中で緊急性のある路線について改良舗装の事業化を計画するとともに、現行の道路機能を維持させるために補修事業とあわせた形で対応策を考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、春先の危険な箇所に対応につきましては、地元新聞あるいは広報などで、あるいは看板を立てることも考慮しまして周知をしているところでありますけれども、まだまだ足りないということもありますので、今後もパトロールを強化する中で継続して実施したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 御答弁いただきました

ので、続いて再質問をさせていただきたいと思
います。

ひまわり畑の展望についての御答弁でござい
ますが、私はどうしてもやはり休止ということが、
休止ですか、先に出てしまったというのがどうも
納得できない。その前の手だてをしっかりと打っ
て、MOAさんの御協力を得て同じ規模の10ヘ
クタールだとか30種類の世界のひまわりを観光
として十分見出せる状況は本年度はあるのに、本
当名寄市のあの報道を見たら、全道的に新聞報道
を見ますと名寄市のひまわりはことしはしないの
だなという宣伝効果は絶大ではなかったかなと私
は思うのです。やはりしっかりとしたそういうこ
とまでも踏まえてから発表なり結論を出すのであ
って、早急なことをしてしまったということは非
常に責任は重大だと私は考えております。なぜと
いうと、私も青年会議所活動時代皆さんに親しん
でいただきましたミニ雪像、そのときの最後の実
行委員長でございます。ミニ雪像をやめたと決断
したのが私でございますので、10年たってもや
っぱりやめたことに対して非常に責任というか、
これでよかったのかという思いは冬になると思い
出されてしまいます。やはり一たん中止で人の流
れが途絶えたことを再度またもとに戻す努力とい
うのは、そんな簡単な報道発表の中止では済まな
いと私は思います、休止であっても。これがひま
わり畑において、ほとんど右肩できていますけれ
ども、5万、6万、10万となるとは私は思っ
ていません。しかし、全道、全国的に名寄のひま
わりというのがやっと根づいたところでこの報道、
この対応にはどうも私は納得しておりません。同
じような観光施設として美瑛であるとか富良野、
ラベンダーであるとか、いろんな花々の観光客、
名寄どころではない人たちが訪れていますよね。
そういったところの美瑛、富良野で思い出す農産
物というのはジャガイモですよね。カルビーの工
場まである。そういったところは、このシストセ
ンチュウの害にどうやって対応しているのか、ち

よっとその点についてももちろん研究されていると
思いますので、お尋ね申し上げます。

さらに、これからの展望でまたこのような場所
を探していきたいということですが、現実として
十数ヘクタール、また隣接のことを考えればもっ
ともっと広い土地が必要であるというのが現実で
す。それをだから、展望、これから探していきた
いということは当然の答えですが、これから本当
に現実的にもうめどがついているのかどうか。そ
れと、今までは御厚意で40ヘクタールの土地を
借りていて回していたわけですよ。そういった
地権者というのがいるわけです。その地権者の話
を聞きますと、これは契約は平成22年までの契
約ですよ。19年度でその場所を打ち切ると
いうことは、その地権者に対してどのような対応
をされたのか確認させていただきたいと思いま
す。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今休止に至るまで
の経過をというようなお尋ねであったかと思いま
すけれども、実は春の段階からJAを通じて智恵
文地区の方でシストセンチュウの心配がどうして
もあるということのお話をちょうだいいたしました。
JAを中心に現地の方に行ってみせていた
いただきました。JAの方としましては、去年もそう
いった心配があったものですから、何とかひとつ
行政の方の中でお考えをというようなこともお話
ありましたし、それから生産されている農家さん
の方も大変御心配をされていたというふうに関
してあります。したがって、私どもの方で春段
階から早速JAともお話をさせていただきました。
そんなやさきに18年度に入って8カ所ほど新た
にシストセンチュウが心配されるような報道がさ
れました。私どもの方は、先ほど御答弁申し上げ
ましたように一度出ますと、ジャガイモあるいは
トマトというものがあるわけですが、それらにと
どまらないで智恵文全体的な野菜含めて農産物
に影響が出るというような判断をさせていただきました。
お話ありましたように、やむなく休

止をせざるを得ないというふうな判断に至ったところでございます。

既にやっていたいでいる方々、ひまわりに御協力をいただいている方々につきましてお集まりいただきまして、早速御相談を2度、3度させていただきました。そういう事情であればやむを得ないねというような御理解をいただきましたし、今後に向けても場所の選定に当たっては地域の方々も熱い思いを寄せていただきました。そんなやさきにMOAさんの方からお話をちょうだいいたしました。何とかことは、従来より広めてひまわり畑をつくるので、それに取ってかわるものとしてなり得ないだろうかというようなお話をちょうだいしまして、早速そちらの方で10ヘクタールというふうな面積をいただきましたものですから、そういうふうなことで経過をたどったところでございます。

なおまた、智恵文地区の方の中でも別の方々もぜひこの機会にうちの方もこういった土地があるのだけれども、使ってくれないだろうかというお話もちょうだいいたしました。しかし、それにつきましても候補地として心配がとれないというふうな判断を今しているわけですが、それらにつきましても先ほどお話しさせていただきましたように8月、9月になりましょうか、早い段階で候補地を選んで、そして誤りのないような方向にということを考えているところでございます。

それから、美瑛と富良野のお話をいただきました。あちらの方につきましては、生産されている農家の方々と、それから観光に来られる方、あるいは農作業で車両を搬入される方々、それらにつきまして10キロ以上距離があるといふふうに聞いておりますものですから、全くそれでは心配ないのかなというような判断をさせていただいています。センチウにつきましては、御案内のとおり車から寄生するもの、それから車を介して、さらに人の足、そういったものから介するものというようなことでございまして、それらにつきまして

は今手元にもあるのですけれども、やはりそういった方々に近寄っていただかないというふうな方策しかないということございまして、今後に向けましては今回は休止いたしましたけれども、ぜひとも来年に向けては候補地として誤りのないような方向性で選んでいきたいというふうな、心配のない場所を選定していきたいというふうな考えているところです。

契約分につきましては、御相談をさせていただきました。地権者含めて3名というふうに記憶しているのですが、その方々の御理解をいただきまして、22年の契約を一定程度合意をさせていただきました整理をさせていただくというふうなことで協議が調ったところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ひまわり、これも大切な名寄の観光の目玉でございますので、来年以降、さらに間違いのない選択をして、何とか開園していくということで間違いございませんね。今年度せっかく御協力いただきますMOAさんにもっともっと支援して、交通上も非常にカーブのところですので、これは名寄市としても最大限協力することはして、位置が変わったということをしかりと、せっかく名寄の地に来られる方もいると思うのです。そこのところをふぐあいがないようにしかりとして、本年度の対策をしていただければなと思っております。

それと、続きましてジャンプなのですが、いろいろと規制があってなかなか勝手に使えないという現実が目の前にあるわけでございますが、このジャンプ台を早くサマー仕様にするのか、冬の間もっと雪があるのだからサマーは遅くなくても飛びたいという両方があるのも私も存じております。やはりその年の雪の状況を踏まえまして決断を早くして、選手たちに間違いのないような連絡をしてあげていただければなと思っております。

先ほどの新聞での情報でございますが、名寄市は残念ながら国の拠点構想からは外れ、それでも

S A J、全日本スキー連盟から高い評価を得て、この間も全日本の合宿を名寄で開いていただいたということは、非常にジャンプのまちとしてもありがたいこととございます。そこで、道教委は今度ジャンプスキーとスピードスケート、少子化に伴いまして非常に競技人口は減っているけれども、北海道としてはもっともっと力を入れていかななくてはならないという競技に対しましてモデル事業として、またこれも北海道の拠点というような構想を打ち出しておりますが、その情報をどうとらえ、名寄市としてはどう対処していくのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問のございました道教委がモデル事業という部分の中でのスキージャンプ、スピードスケートということでの拠点づくりということで、新聞発表で先日出たわけですが、これについては道教委もこれまでの国体などでも競技の成績といったこと、あるいはスキー王国あるいはスケート王国という部分の中では近年そういう部分が低下をしているということでの危機感ということで、こうしたモデル事業という構想になったというふうに思っております。それで、この部分につきましては、先ほどのナショナルトレーニングセンターの部分はございますけれども、モデル事業の内容の中ではそうした部分との協力連携ということもうたっているということとございます。しかしながら、この情報の中の内容については道教委から私どもの方にまだニュースソースとして入ってきておりませんし、上川教育局の方にもそうした状況もまだ入っていないということとございます。15日以降の道の定例会の中で、このモデル事業の部分についての関連予算が提案されるというふうになっておりまして、それ以降にこうした拠点づくりの部分が候補地という部分の中では具体的に決まってくるのかなと思っておりますけれども、私どももそうしたニュースを的確にとらえながら、こちらの方の対応も

図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 報道発表もされているわけですから、ニュースソースがなかなか入ってこない。その入ってこないうちから行動に移し、名寄さんは一生懸命だなという、逆にPRするいいチャンスだと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、教育長にお尋ねいたします。偶然なのですが、きょうの新聞もう教育長読まれていると思います。北教組は、文部科学省は新たな障害者をつくり出し、差別化しているところの特別支援教育に反対する方針を示したと。この報道を見て私は驚いたのですが、このことに対して教育長、どう所感を持たれましたか、お尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育につきましては、今年度から制度上本格的にスタートということで、スタートする段階で各市町村などにもそれぞれの取り組みの違いなども生じているところとございます。ここの趣旨が北教組が根底でどういう意図を持ってこういう表面化したお話になったのか、私自身は情報としては把握してございません。ただ、ここでいうような学校現場でもし子供の差別とか、こういうことが行われるということであればこれは大変なこととございます。しかし、特別支援教育の理念というのは決してそうではなくて、子供たちが支援の手を差し伸べている。その手を受けとめてやるというのが理念でございますので、どこかその辺でボタンのかけ違いがもしあったとすれば、これは北海道教育委員会を中心にしてしっかりと理念の実現に向けて取り組んでいかなければならないものでないかと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 私もそのとおりでと思います。やはり一人一人の子供たちのニーズに合

ったきっちりとした特別支援を、何度も言っていますが、やはりその学校間で温度差があってはならないし、名寄で育った子は同じように特別支援、LDであってもADHDであってもしっかりと支援をしていくという心だけは持ってずっとやっていただきたいなと思っております。

それと、学力テスト、正式名称は全国学力・学習状況調査というのですが、今言いました国語と算数はわかります。今回の学力調査の中に入っています学習意欲や生活習慣の調査も行うと。これは、どのようなことなのかちょっとお知らせしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今回の全国学力・学習状況調査の大きなねらいは二つございまして、一つは今まで言われてきた子供たちの生きる力、これがどのような形で子供たちに根づいていっているか、こういうことを調べるのが大きな1点でございます。それから、もう一点は、学力、学習の定着度合い、言ってみれば学習指導要領に基づいた的確な学力、学習の定着がなされているか、こういうことを調べるという、そういうことございまして、今岩木議員の御質問はその前段の方の生きる力を培っていくために子供たちにどのような学習習慣とか、あるいは学習環境がもたらされているのかということ調べる調査でございます。これもやはり結果としては、大変私たちが期待している。算数、数学とか、こういう学力面に視点を当てることも大切なことかもしれませんが、その根っこに当たる部分として大変結果がどうなってくるか期待しているものでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 学力調査につきまして、やはりその結果をしっかりと踏まえ、名寄の教育として子供たちにいかに有効に、さらに活用できるかということが重要だと思いますので、ぜひそれを有効利用させて子供たちのためになる教育をしていただきたいなと思います。

そこで、学力的にも問題はありますが、教育再生会議の2次報告を見まして、私も議員として4年間言ってきたことが、何か私自身が驚いているのです。私は、過去の質問の中でもっとゆとりある教育のためには授業日数をふやすべきだと。開校記念日なんか要らないと。また、冬休み、夏休みの1日、2日削ってでも子供たちのゆとりある学習のためにやるべきだと言ったら、教育再生会議では10%ふやしていいと。来年から来るとは思いますが、特別支援教育もそうですけれども、指示があってから動いて、またそこから1年、2年実際にはかかるというようなことではなく、前も言いましたけれども、京都府であるとか岐阜県では国の文科省の言うとおりでなく独自で実際の授業日数をふやしているというところもあるわけですから、名寄市は北海道の意向を受けてやっていますけれども、言いましたように開校記念日を1日減らすというのは、休みをなくするというのは道の権限ではなくて名寄市がそうするよと言えはできることです。その4時間、5時間でもまず第一歩としてやってみるという価値はあると思いますが、やはりそういったすべて決まりの後からついていくのではなく、名寄市としてのきっちりとした考えのもとでやっていくことは非常に重要でないかなと思いますので、その件については要望しておきたいと思っております。

さらに、道徳教育、これも報告の中で非常に問題点はいろいろありますが、私は心のノートを使った家庭力、学校、このキャッチボールをすべきだと。やるべきことはしっかりとやるのだよという道徳をしっかりと身につかせることは重要であるということ訴えてまいりましたが、そのことに関しましても今度はさらにやっていくということなので、そういった道徳力に対する名寄市のとらえ方も今のうちからしっかりと研究をされることを望んでおきたいと思っております。これからの教育は、私の持論であります、これからは幼児教育だと思っております。やはり学力の低下と叫ばれてお

ります。時間数が多い少ないではないと私は考えておりますが、例えばフィンランドでは日本より義務教育の時数は全然少ないのです。しかし、学力的には日本よりずっと上である。これはなぜかという、やっぱり幼児教育なのです。幼児、生まれてすぐ子供たちに読書の習慣づけをしている。小さいときから本を読むことによって脳の発達であるとか勉強の集中力というのがはぐくまれている結果ではないかなというように私は思っております。昨年総務文教常任委員会で視察に行きました恵庭市においても読書ということに対して市長みずからが力を入れて市民に浸透させている現場を見させていただきました。名寄市においてもやはり子供たちの教育、そういった小さいうちからもっと読書に親しみ、ふだんからやっていくというのは本当に重要だと思いますので、今後名寄市としましてもやはり読書ということの重要性をもっと考えていただいて、幼児期からの教育ということにも生かしていただきたいということだけは、このことは要望しておきますので、よろしく御検討をお願いいたします。

それと、最後になりますが、箭原橋、これは今の答弁の中で不都合があればということなのですが、10月までの間本当に危険だということは認識されていますか。その間の不都合の中で事故が起きたら、これ大変なことです。事故というのはどこで起きるかわからないけれども、その可能性が子供たちを巻き込み、起こるかもしれないという認識をどのようにとらえていますか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 議員の言われるとおり、私ども春から、雪解け前から対応を考えておりまして、非常に危険であるという認識は関係団体ともしておりまして、その分については夏、今の時期市街地から徳田区に向かう部分では橋の上が、ちょうど平らな地が停止位置になっていますので、その分では今10月までで工期が終われば何とかしのげるというふうに、しのげると

いう言葉変ですけども、安全を保てるのではないかというふうに考えて、その後工事を終了すれば安全を保てるのではないかというふうに認識しています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 野間井部長の答弁と関連しますので、警察と信号機の位置について実は協議をしております、交通安全上あそこが一番望ましい場所なのか、岩木議員おっしゃるとおり名寄中学校生徒玄関前に移すことがよかったのか、工事の期間中につきましてはあそこところがちょうど工事箇所当たっておりますので、必然的に現在地から動かさなければならなかったという部分で動かして、橋の完成に伴ってもとに戻したと。これにつきましては、現在の道路の高低差がありまして、風連側から名寄に入ってくる際には一定程度横断歩道を歩く生徒たちが視界に入って確認できると。逆に名寄から風連に向かうときには高低差の低いところに生徒が歩くことになって、名寄中学校の生徒玄関前では逆にかえって危ないと。それから、16線から8号に抜ける場合の交通安全上の観点からいうと、現在地の方が望ましいという情報を聞いております。先ほど野間井部長も言いましたように、道路の勾配を現在のきつい勾配から少し緩やかに改良してもらうこともありまして、それからあの場所は速度制限が40キロ制限になっておりましてスクールゾーンでもありますので、現実には工事の進行状況も見まして、内部の中での意見では安全を喚起するような注意看板、それらについては関係機関とも協議して、遅くても工事が完了するぐらいまでには必要があるということになりますと、ぜひその辺については対応したいなというふうに考えております。

それから、交通規制の関係につきましては、40キロ制限、それからスクールゾーンであるということ等ありまして、これ以上の交通規制は難し

いと思いますので、繰り返しになりますが、交通安全を注意する一層の運転者の御協力と、それから注意看板については検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 考え方によっては、信号機はどっちが安全なのか、それはあるのでしょうかけれども、今の下るところでの横断歩道の距離が短いというのは、相手は子供ですから車はとまってくれるものだということでの行動が多いので、その点はやはり十分考慮していただきたいと思います。ただ、工期が10月に終わって云々ということではなくて、その間やはりしっかりと安全対策をとるとというのが大切だと。できてどうなるかは、それでできてからでないちょっとわからないので、今の現状ではやはりもっともっと注意を促し、子供たちの安全を守る対策だけはしっかりとっていただきたいことを要望して終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

選挙管理委員会の選挙体制についてを、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきますと思います。

選挙管理委員会の選挙体制についてお伺いしたいと思います。選挙は、国民の義務であり、明るい選挙でなければならないと思うところがございます。そのために選挙管理委員会では、選挙公報の配布、車による棄権防止運動などを行い、投票率の向上に向けて努力しなければならないと思うところがございます。その観点から3点についてお伺いをいたしたいと思います。

4月8日に举行されました道知事選、道議会議員選挙、また4月22日に行われました名寄市議会議員選挙に有権者あてに選挙入場券を郵送されておりますが、あて先不明などで返送がありまし

た。その後の実態と対策はどのようにされたかをお伺いしたいと思います。

2点目に、入場券が届かないという有権者から電話などで問い合わせがあったと思いますが、道議選、市議選当たり何名の方が、また名寄地区、風連地区に分けて何名の方があったかをお伺いいたします。また、その対応はどのようになったのかも伺いたしたいと思います。

3点目に、名寄市議会選挙のときに選挙公報に投票時間が午後7時から午後7時までと誤りがありました。それは確認をされていたのか、またこれに対しての費用はどのぐらい用意したのかをお聞きして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま谷内議員から4月の統一地方選挙にかかわって選挙管理委員会の選挙体制について御質問をいただきました。知事、道議会議員選挙、名寄市議会議員選挙のあり方につきまして一括してお答えをさせていただきます。

初めに、選挙入場券の件についてであります。入場券は御案内のとおり選挙人名簿に基づいて作成しております。選挙人名簿は、住民基本台帳法の規定によりまして届け出をした方をもとに作成しております。4月8日に執行された北海道知事、北海道議会議員選挙におきましては、知事選有権者数2万5,398人、道議選有権者2万5,261人に対しまして延べ2万5,635人分、1万6,440枚の選挙入場券を印刷し、郵送しております。このうち全体の0.5%に当たります88枚があて先不明等で返送されております。また、4月22日執行の名寄市議会議員選挙では、有権者数2万5,141人に対し1万6,090枚の入場券を印刷、発送いたしまして、同じく全体の0.5%に当たります81枚が返送されております。入場券が届かないという有権者からの問い合わせは、知事、道議選では25件程度、市議選では20件

程度ございまして、このうち知事、道議選であって先不明で戻ったはがきに関するものが3件、それから市議選では2件ありまして、お伺いをしましたところ、転居をして住民票を異動していないケースと転居後間もなく郵便局に転居願をまだ届けていないという、こういうものでありました。その他の問い合わせにつきましては、返送された入場券に該当するものではありませんでしたので、電話をいただいた有権者の方々には入場券が投票の必須要件ではなくて、投票所に来ていただければ本人確認の上投票ができることや期日前投票の制度につきましても説明をさせていただき、それぞれ了解をいただいているため、お名前等、処理簿等につきましては正確に記録をしておりません。

選挙管理委員会の判断といたしましては、通常はがきで入場券を発送しておりますので、戻ってきたはがき以外は届いていると、こう判断せざるを得ないわけでございますけれども、実際に届いていないという有権者がいらっしゃることも事実でございます。過日郵政公社と打ち合わせをさせていただきました。その中では、誤配もあり得るということですので、今後は問い合わせのあった有権者の方についてはお名前等を記録をして、次回の選挙では入場券の配達を確認するなどの改善策を講じてまいります。

また、その打ち合わせの中で話が出されておりましたけれども、最近マンション等の集合住宅への入居者がふえておりますけれども、詳しい個人情報を知られたくないということから、表札はもとより部屋番号が表示されていない住宅が多く、配達対象が特定できずに返送となるケースもふえているということでございますので、詳細な住所を登録いただくよう機会あるごとに呼びかけてまいりたいと考えております。また、あわせまして入場券を発送いたしました。行き違いで届いていない方は、お手数でも御連絡願います、あるいは入場券がなくても投票はできますという、こうした周知活動を従来にも増して強化をいたしまし

て、投票率の向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、御指摘のございました名寄市議会議員選挙における選挙公報の投票時間の誤記載につきましては、有権者の皆さんを初め配布に御協力をいただいております行政区や町内会の関係者の方々に多大な御迷惑とお手数をおかけしたことを改めておわび申し上げます。発行当日に御指摘をいただきまして、風連地区ではまだ各行政区長さんへの配布前でしたので、急遽訂正文書を印刷をしまして2種類を同時に配布していただくようお願いをいたしました。名寄地区につきましては、既に各町内会の広報担当の方に配布済みでしたので、担当の方に電話連絡をいたしまして訂正文書の到着を待つと同時に配布していただくようお願いをいしましたが、22の町内会では既に配布済みでしたので、改めて訂正文書を配布していただくようお願いをいたしました。今回の誤記載につきましては、原稿段階での校正漏れという単純な過ちでございます。今後このようなミスを犯さないよう作業の時間配分や複数チェック体制などに十分留意をして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変ありがとうございます。

それでは、順に従って再質問をさせていただきたいと思っておりますが、たまたま道議会選挙の行われた4月8日の日、その日に私の知人からの問い合わせがあったのですが、入場券が来ないよということで、確認をするために翌9日の日選挙管理委員会の方に私電話で問い合わせをしたのですが、その職員の対応として何の答えも返ってこなかった。それで、あえて今回御質問させていただいたことを御理解いただきたいと思っております。

それで、0.5%に当たる88枚と81枚なのですが、これは風連、名寄に分けますとどのような

枚数になるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 風連地区につきましては、7件と承知をしております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。

それで、この88枚が道議選、その後の市議会議員で81枚なのですが、返ってきた。この確認は、なぜ返ってきた時点でしなかったかということなのです。告示前にこのはがきって出しますよね。それなら、有権者の手元にその時期に届くと思うのですが、それで郵便局の郵政公社なのですが、そっちの方から戻ってきたときに、戻ってきた段階でなぜこれが戻ってきたのか、あて先不明で戻ったのか、どうなったのか、そういう確認をしていなかったと思うのです。だから、こういうことになったのではないかなど。その確認を戻ってきた時点で間違いなくこうなると確認しましたか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁でお話をさせていただきましたが、入場券につきましては選挙人名簿をもとにして発送させていただいています。選挙人名簿は、その時点の住民登録から引っ張っておりますので、あて先不明として戻ってきた部分につきましては当然確認はしますけれども、住民登録と一致しているということで、それ以上の確認が現実にはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それでは困る。戻したものの確認をしなければ困ると思うのです。その後には申し上げましたように、届いていなかった人、間違いなくいるのです。その人は、住所不定ではありません。私の友人なのですけれども、相談受けた人は七十数年間にわたりその地において郵便物は届いているよと。なぜ入場券だけが来な

いのですかと。そのことを9日の日に電話で問い合わせたけれども、その答えは返ってこなかったのです。なぜなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども申し上げたとおり、あて先不明で戻ってきている方の分につきましては御本人からいまだにはがきが届いていないという御連絡いただきますと調べられるのですけれども、御連絡がないということになりますと当然住民登録の住所に発送しておりますので、それ以上の確認作業はかなわないと、これが1点でございまして、あて先にいらっしゃいませんということであて先不明で戻ってきた方以外につきましては、全件入場券としてお送りをさせていただいておりますので、これまた届いているものと判断せざるを得ないというのが1点でございまして。この方につきましては届いていないという御連絡いただきますと対応ができるわけですけれども、連絡がない限りは当然選挙管理委員会としましては届いているものと判断しておりますので、これについて対応はこれ以上のことは難しいと考えております。

さらに、議員の御指摘の部分につきましては、議員の方から市民の方からの連絡ということで選挙管理委員会の事務局の方に御連絡いただきました点につきましては、報告をしていなかったということは確かに問題があるということで押さえておりますので、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、その人が言うのにはこの対応について入場券が来なかったから会場に投票に行ってください、そこで確認できれば投票できますよという対応をしたというのは聞いております。でも、先ほど言っていますように、選挙人名簿に名前があるところには投票券、入場券を発送しているということでしょう。それなのにその人のところに入

場券が来なくて投票に行ったら、なぜ選挙人名簿に名前があって投票できるのですか。そこに名簿に名前があるから、そこへ行って投票できるのではないですか。投票できたということは、選挙人名簿に名前があるのです。それなのになぜはがきが行かないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁でお話しさせていただいたとおり、住民登録の住所の登録が例えば何条何丁目という場合と実際に住まわれている方が何条何丁目の何々マンションの何号室と、こういう場合につきましては郵便が特定のマンションの特定の部屋ということで表示されておりませんので、ここについては郵政の方であてどころに尋ね当たらないということで戻ると、こういうことをございます。こうした件数がおおむね80件程度毎回ございますので、今後住所の表示はマンション名あるいはアパート名と部屋の番号まで正確に届け出をいただいて、郵便物がきちっと届くようにぜひお願いしたいということを選挙公報あるいはその他のインターネット等の方法で周知をして、ぜひ正確な住所を登録いただくということでの協力を要請してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 違うのです、私が聞いているのは。戻ってきたはがきが住所が不明で云々、それはあると思います。間違いなくある、マンション等についての話は。ただ、私が言っているのは、そういうことでないのです。よく聞いてください。選挙人名簿に名前があるよと。投票券来ないから、行ってくださいということで行ったら。あつたと、確認したら。そうしたら、そこで投票できたのです。だから、選挙人名簿にある人がなぜはがきに来ないのか。その人は、先ほど言いましたように住所不定でないのです。七十数年間そこに住んでいるのです。それで、ほかの郵送物については来るよと。だけれども、その選挙

の入場券は来なかったよと。これは、おかしいのではないかということ言われたので、聞いているのですけれども、それだったら住民票を確認するなり選挙人名簿を確認するなり、お互い情報を確認した上で間違いなくここに出したか出さないかで確認すると思うのです。住民票だけを確認して出すわけでないと思う。選挙人名簿をあわせて確認するのではないですか。それなのにその投票所に行ったら、選挙人名簿に名前があるのにはがきが行かぬということはどうしてなのですか。おかしいのでありませんか。お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つ御理解をいただきたいのは、選挙人名簿と住民登録のされている住所は一致しております。選挙人名簿そのものが住民登録の台帳から作成をしますので、これは一致しているということでぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それは、名簿と一致しているのはわかるのです。だから、はがき来ないから電話したら、そののいつも行っている投票所へ行ってくださいという説明をしたのでしょうか。そうしたら、その人が行ったのだ、投票所に。そこへ行ったら、選挙人名簿で確認したら、そのはがき来ない人の名前があって投票できたのです。なぜその人のところにはがき来なかったのかということを知っているのです。そうしたら、あわせてお伺いしますけれども、9日の日に私が電話で言ったときに本人から言われたのですが、投票所に行って選挙人名簿に名前があって投票できたよと。そうしたら、なぜ自分のところにはがき来なかったのか、役所で説明責任があるのでないか。その人は、電話賃かけて電話したのだ。電話賃持って説明してもおかしくないのではないかと、そういうことを言われた。そのとき9日に言ったときに選挙管理委員の職員の方は何と言ったのですか。そんなもの名前を控えていないから

わかりませんと。そんなことがあっていいのかい。だから、あえてその選挙人名簿に名前があるところにはがきが行かないのはおかしいでしょうと。違いますか。選挙人名簿に名前があったら、絶対行きますよね。その人は、七十数年間そこに住んでいるとなれば当然そこに郵便物が届いているので、住所は合っているのです。それでも行かなかったのはどうしてかということをお伺いしているのです。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 入場券に記載をしている住所と実際に住まわれている住所が一致している方については、あるいは誤配とか、あるいは届いたけれども、何らかの事情で御本人の手に渡らないということが考えられると思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） だけれども、違うと思うのです。郵便局のことも後の方で確認をしたよと、誤って配達したというのがありますよということもありますけれども、そうではないのです。それがここに電話をいただいた25件、あるいは市議会で20件と。これだけの方からそういうような問い合わせがあるということは、それなりにやり方がまずいのでないですか。選挙人名簿にある住所と住民台帳にある住所と同じだったら、絶対行くのです。そうしたら、今の言い方でしたら郵便局の配達で間違っただけでないかと。そうしたら、郵便局の配達することによって過ちがあったということなのですか。そこは言い切れないでしょう。そこまで確認してありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つの要因として誤配もあり得ると。これは、郵政の方でも協議の中で伺ったことですので、一つの要件としては考えられるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） その辺は理解できるのですけれども、やはりどうしても私が言いたいのは、はがきが来なかったよと。来たら、戻ってきたはがきがあるならば、本当に八十何枚あるならば、それをどうして戻ってきたのかと。これは、本当に住所が不明でわからなかった、名前が違ったか、戻ってきた段階でそれを当然調査しなければならないと思う。それをやっていなかった、今回のときには、9日のときに問い合わせたときは、そういう答えはもらえなかったからやっていないと思います。当然投票日前にその確認はしておかなければならない事項だと思えます。そして、投票日のときにはがき来ないという電話があったときの対応について、当然名前ぐらいはきちっと書いておかなければならないと思うのです。その名前もわからない。メモもしていない。だから、そういう間違いを起こしたけれども、その家に行って謝罪もすることもできない。そんな状態で選挙管理委員会のあり方はいいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 答弁が繰り返になりますけれども、あて先不明で戻ってきているはがきのうち、市議員では2件、知事、道議選では3件照会がございまして、この方々についてはあて先不明で戻ってきても原因が確認できたということでございます。そのほかに返送されてはきていないのだけれども、入場券が届いていないという照会がそれぞれ知事、道議選あるいは市議員選挙で25件、20件とございましたので、これらにつきましては今後処理簿と申しますか、御連絡いただいた部分についてきちんと記録をとって原因を究明してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変難しいことでわかるのですけれども、先ほど申し上げたとおり選挙というのは国民の義務であって、それはしなければならぬ。当然100%を目標にして選挙を

挙行すると思うのです。そのためにやっぱり選挙管理委員会は何をしなければならないか。それを基本的に考えたときに、あて先不明ではがきが戻ってきたからそれでいいのだ、住所わからないからいいのだと、そうでなくて、どうして戻ったのか。また、行かなかった人から電話あったときはどうだ、それはどうするのだ、その対応はどうするのだ、当然選挙管理委員会の中でそういうものを話し合いをしながら決めていかなければ、ちゃんと対応しなければならぬと思うのです。その対応が今回のときになされていなかった。うちの近所のお年寄りの人がいたのですが、聞き取りのときに申しあげましたけれども、そこには選挙の入場券が来なかった。私には関係ない選挙だと思ったから行かなかった。そんな人もいました。どうするのですか、それは。それで、投票率の向上のために一生懸命選挙管理委員会として努力しますということは、言っている言葉とやっていること違うのではないですか。それで、車で棄権防止、みんな投票に行ってくださいと一生懸命車で広報で歩いたってそういう人がいるのです。そのための対応を選挙管理ではどのような対応をしているのですか。聞かせてください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御指摘いただいておりますとおり、公平公正な選挙とあわせて投票率の向上というのが選挙管理委員会のテーマでございますので、それぞれ具体的に御指摘いただいたことにつきまして今後さらに選挙管理委員会の中で協議をしまして、より投票率を高める、あるいは選挙人個々の方々に投票の権利をしっかりと確保できるという対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのことについてなのですが、わかるのですが、私9日の日に電話で問い合わせたときに、その後でその問題について選挙管理委員会などについてその問題はど

のようになったかと委員会で出て協議した結果がありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 特に選挙管理委員会に対して審査等の申し出があった部分以外につきましては、事務局の方で対応させていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 事務局でというのですけれども、事務局で対応することではないのです。選挙なのです。何のために選挙管理委員会ってあるのですか。そのような間違いが起きた。そういうことがあったときには、事務対応で終わらすのではないです。選挙管理委員の人たちが集まって、この問題についてはどのように対応しなければならない、このものについてはこうしなければならないと当然協議しなければならない。そうでなければ、目的が投票率の向上となっているのですから、向上にならないでしょう。そのためには、当然選挙管理委員会の人が集まって協議しなければならないと思うのです。それをそのとき9日の日に電話もしたときに言おうと思ったのですが、選挙管理委員長さんお願いしますと言ったときに、今は別な電話が入っているとか会議で出られませんからということで、その他の職員にもそのことを申し上げたのですが、そして協議してほしいと。だけれども、その協議をした結果も何も私は電話で問い合わせしたにもかかわらず返事がもらえなかった。だから、当然その協議はしていないだろうと私は思っています。ですから、大変な問題が起きたとき事務局が対応するのではないのです。選挙というのは、選挙管理委員会が仕切っているのですから、選挙管理委員会がやるのです。これだけは間違えないでやっていただきたいと思っております。その辺どうですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） あて先不明で戻った部分が80件程度あるということもまた紛れもない

事実でございますので、これらについて、さらには発送して戻ってきていないけれども、届いていないということも事実25件なり20件ございますので、これらについての対応策と申しますか、これについて選挙管理委員会の中でしっかりとどうしたら選挙人の権利が確保できるかということも含めて十分協議をさせていただきたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのように頑張っ
てやっていただきたいと思います。

それで、この中で88枚が道議会議員の選挙で戻ってきたよと。市議会議員が81枚でその差7枚あるのですが、これは同一の方の戻ってきた枚数なのか、また違う人がいたのか。7枚の差があるのですが、有権者数の数の違いもあるのですが、7枚の人方は前回のときに戻ってきたのだけれども、今回届いたのだというのもあったのか、また88人と81人の人が同じ人物だよと。また、道議会選挙のときの88枚についての差の7枚は届いたのだよと。この確認はされていますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それぞれ88枚と81枚の全件の確認はしておりませんが、おおむね同じ方々の分が戻ってきていると。御指摘のように、知事あるいは道議選挙、さらには市議会議員選挙の選挙の要件が違いますので、これは違っている部分については選挙の投票権の違いということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、有権者といったら道議会議員の選挙、知事選挙もあろうが、市議会議員の選挙でも同じ人でしょう。選挙をする名寄市民で、選挙に行ける人というのですか、有権者の方は。同じ人なのですが、たまたまそのときに1週間後に行われた選挙だから、その中で88枚が81になったら同一、戻したはがきは同じ人の戻ってきたのですかと。ま

た、その差が7枚あるのですけれども、前は戻ってきたけれども、今回は戻ってこないで届いたのがあるのかなのかという確認なのですが、選挙の種類が違うのはわかるのですが、有権者は同じですから、当然郵政ではがきを出しているのは同じだと思うので、その辺をお聞きしているのですが。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 有権者につきましては、ほぼ同じなのでございますけれども、例えば道議選でありますと昭和62年4月9日までに生まれた方で、なおかつ平成18年12月29日までに転入をされた方ということが選挙人の要件でございますし、一方市議会議員選挙の有権者につきましては昭和62年4月23日までに生まれた方と、さらに住所要件につきましては平成19年1月14日までに転入された方ということで、それぞれ生年月日、年齢要件と、それから居住要件が違ひまして、この部分の差異があて先不明ということでの違いというふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、くどいようになるのですが、ですから道議会議員選挙は4月9日生まれまでですよ、市議会議員は4月23日までですよ。その差12日間なのです。その中に変動はあると思うのですが、私が聞いているのはその88枚、さっき何回も言うのですけれども、戻ってきたと、道議会議員のときに。それで、この次の市議会議員の選挙のときには81枚戻ってきたよと。それが同じ人だったか。出したのが戻ってきたものが同じ人のものだったのかと聞いているのです。その確認はしていないのかい、それなら。道議会議員のときにはだれだれさんの、88枚の戻ってきた人の名前のリストがあります。今回市議会議員の選挙で81枚戻ったら、それと重ね合わせたら同一人物が何人いたか、また新たに戻った人が発生した

のか、そういう確認はしていないということなのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁させていただいたとおり、全件について確認はしていません。ただ、担当者からの話として聞いている部分ではほぼ同じ方が戻っていると、こういうことでございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 確認していないというのは、それはしていないからしていないのだと思うのですが、それがなかったらダメなのですか。それでなかったら、市民の方から届いていなかったと電話で問い合わせがあったとき、選挙管理委員会の事務局を担当している部長あたりが何て答えるのですか。電話があって、確認していないからわかりませんと言うのですか。それはダメではないですか。ですから、先ほども何回も言うのですけれども、選挙ってそれだけの1票の重みってあるのです。今回の統一選挙の中で新聞見たらおわかりのとおり、同数でくじ引きをした。1票差、2票差もあった。僅差なのです。そんな選挙があるときに、このようなことをやっていたときにとんでもないことが起きるのです。そして、今回の選挙だってトップ当選がだれ、2番目がだれと決まった。その順位だって変わるのではないですか。投票率だって七十何%と出たのですが、変わってくるのです。そういう観点からいったら、そういうことをちゃんとやっていかなければ公表した投票率やその他のものというのはうそになってしまうのです。それだけ大変なものなのです。その選挙の1票の重さというものをじっくり選挙管理委員を初め職員の人ともども重さを感じてください。そうでなかったら、こういうことにならないと思います。ですから、選挙管理委員会の仕事として最善の努力をすべきだと、このように思いますが、その辺についてどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 事選挙ということの重大性は十分認識をしております、御指摘の部分につきましてまた選挙管理委員会でしっかりと協議をしながら、誤りのない処理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのような形の中で、事務局だけで終わらせるのではなくて選挙管理委員長を初めとした選挙管理委員の皆さんがしっかりと自覚してやってもらわなければならない。ですから、きょうのときの私の質問の答弁については選挙管理委員長にお願いした経過なのですが、たまたま選挙管理委員長でなくて部長の答弁になっているのもちょっと腑に落ちない点があるのですが、これは仕方ないと思うのですが、そのようなことも踏まえて選挙管理委員長を筆頭として、選挙についてはこれから7月には参議院選挙もありますし、いろんな選挙があるのですが、しっかりとやってください。

それから、次にお伺いしたいのですが、前回の市議会議員選挙の中で選挙公報の中に午後7時から午後7時までの投票ということがあって、それが配られてしまったのですが、風連については一緒に配ったということなのですが、たまたま私のところに先に来たのです。それを見て、後から訂正文が来たのですけれども、あれを見たときに私も感じたのですが、あれぐらいのことがゲラで刷り上げる前に確認できなかったのですか。当然ゲラできたときに確認すると思うのですが、それを確認したのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 投票時間を午前、午前ということで、ほとんど投票する時間がないような表示という単純なミスでございまして、当然確認作業はしているわけですが、まさかこの部分でこうした単純なミスがという、そういう部分もございまして、大変申しわけない失態で

ございましたけれども、誤った公報を流したという事でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そうなのです。午前と。私は午後だと、午後7時というぐあいを感じているのですけれども、部長は午前ということなので、それはどっちでもいいのですけれども、当然印刷に回すのでしょうか、公報ですから。それを回したときに印刷の方からゲラができてきますよね。その確認をしますよね。そのときに読んで確認をして、それでいいですよ、何の間違いもありますということ印刷にかかると思うのです。そのときに時間の本当に初歩的なミスなのですが、それぐらいも確認はできなかったのかなというのがちょっと不思議なのです。なぜこんなことを私が申し上げるかといいますと、これにかかった11万何がしですか、11万5,207円、これはむだ金なのです。ちょっとしたことによって使わなくていいのです。今現在名寄市の中で財政健全化、機構改革というのが本当に大変なのです。部長も御承知のように、島市長を初めみんな頭をひねって何とかこの危機を乗り越えていかなければならぬ。そして、合併もして一緒にやっていかなければならぬとやったのです。そんな中においてちょっとしたミスの中で11万円だ、12万円だという金を出すことは許されないことなのです。これだって市民の税金ではないのですか。だから、あえて申し上げているのですが、その訂正文が来たときにだって、これだってやり方に誤りがあるのです。先ほど言ったように、マンションの人たちは住所がわからない。名前がはっきりしていないからどうだということがあるのですが、その訂正文だってマンションに住んでいる人たちには届いていません。町内会にも入っていない。新聞もとっていない。そんな中、どうしてそこに訂正文が行くのですか。そんなことも踏まえて、私は違うと思うのです。そんなようなことでただただ11万円使われても、大変申しわけなかったというの

でなくてももう少ししっかりやってもらわなければならないものがあるのですが、そのような確認も中でできなかったことはどうしてだったのか、再度お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つには、先ほど申し上げたとおり全く単純な部分でのミスということで、通常文書につきましてはかなりきちっとチェックをしているということですのでけれども、まさかこの部分でこうした誤りがということはもう考えも及ばない部分があったので、今後につきましてはこうした部分も当然含めまして複数のチェック体制ということでしっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから、費用についても重ねて御質問いただきました。道議会議員の選挙でしたので、当然費用につきましては道費ということで入っておりますけれども、これにつきましても市民が納めた道民税ということも当然あるわけですから、めぐりめぐってお金は同じということで、こうした不必要な支出のないように今後努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのような形で対応して、使ってしまったものは仕方ないから、それを言っても仕方がないのですが、ただただ私自身考えたのは、選挙管理委員会の日常の業務の中では今の職員体制でやれるのかなと。だけれども、選挙が近くなったときにいろいろ準備等があって、また選挙が告示になった後で、告示の中であのような公報が出てくるのだと思うのですが、そのときの選挙管理委員会の中の職員の数が足りないのかなと、こんなことも考えたのですが、本当に選挙告示の中で大変な業務なのですが、その中の人員の体制について部長として適正な人数の中でやっているのか、またもう少し人間がおった方がいいのか、その辺の考えがありましたら、お願いい

たします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 選挙管理委員会事務局の体制について御質問いただきまして、選挙の事務局の体制のみならず、いずれの職場におきましてもかなりタイトな職員で対応しております、ここについては選挙管理委員会の事務局だけということではないと認識しております。現在通常選挙管理委員会の体制は専任職員が2名で、これは名寄地区1名、風連地区1名ということで配置をさせていただいております。選挙は、基本的には総務課が所管をするということで、選挙時になりますと総務課以外に各部等から応援を求めまして選挙体制を整えているわけですが、今回御指摘のようにこうした事案が出るということも含めまして、今後体制のあり方について強化していく部分については強化していくことでぜひ検討させていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 今の話ですと、大体今の体制でやれるというような確認というのですか、そのように聞こえるのですけれども、こんなようなミスが起きるといことはやはり人間が足りないから起きるのかなと。一人の仕事が相当ひどいのかなと、そんなことを考えながら、それを質問させていただいたのですけれども、それだけ、その時間帯だけでももし人間が足りないときであると新たな職員ということになりませんから、隣の部でも隣の課でもいいですけれども、そんなところからの応援もいただきながら、本来なら隣の仕事をするのは違うのかもしれませんが、そういうような中で職員同士のそういう仲間というのですか、仕事を分け合いながら、忙しいところの仕事を助けるよと、そういう形の中で今後やっていかなければならないだろうと、このように思います。

それと、最後なのですけれども、先ほども申し上げましたようにやはり住民からいろいろな選挙

に対しての電話、苦情があったときに即対応できるような形の中でしなければならないと思うのです。そのためには、やはり問題が起きたときは事務局の段階だけで処理するのではなくて、選挙管理委員長を初めとしてそのような協議をして、正確な答えをその人たちに伝えていただきたい。そんな形の中でこれからの選挙管理委員会の体制の充実とこれからの参議院選挙もありますので、これはないように切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市行財政改革推進計画について外1件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 発言の機会をいただきましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

名寄市では、本年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定されています。この後何度もこの計画というものがでてまいりますので、以下推進計画と略称をさせていただきます。結論を先に申し上げますと、私はこの推進計画を手にして大変正直なところ大きな戸惑いを覚えました。といいますのも私たちが普通策定する計画書というのは、重要度あるいは緊急度、優先順位と、あるいは時系列順というような形で、こうした要点に基づいて策定していくのですけれども、残念ながら市の推進計画にはこの策定要点が見受けられず、何が重要で、何が緊急度が高くて、結果としてどの項目の優先順位が高いというようなことが判然としないと、そういうような編集内容となっているからでございました。推進計画によると、改革項目に

挙げられている内容を大分類で見ると行財政改革の推進事項と主な推進項目と銘打って、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、そして市民と協働の行政運営の3項目が挙げられています。これをさらに中分類で見えていきますと、簡素で効率的な行政運営が施策推進体制の充実など4項目、そして健全な財政運営では歳入の確保など2項目、そして市民と協働の行政運営では中分類がなくていきなり小分類で区分されていました。このように大中小の分類でも仕分けに困難が伴う推進計画ですが、結果として72の個別推進項目が列記されています。この推進計画における72項目を重要度、緊急度に応じて優先順位ごとに並べかえ、さらには進捗状況を示す工程表などを付加した内容に改めて再編集するお考えがあるかどうか、まずはお伺いをいたします。

さて、私は名寄の行政、経済、教育、文化、そのほとんどの分野で原動力となるのは、やはり何といっても名寄市役所であろうというふうに考えております。市職員の意欲や向上心が落ちれば、名寄の活力も勢い低下せざるを得ないだろうというふうに考えております。こうした観点から、まず名寄市の市職員の能力開発はどのような取り組みが行われているのでしょうか。自己啓発及び自己研さんあるいは公式あるいは非公式な活動も含めて具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。また、職域、職場によっては、市民と接点が多い少ないはあるにしても、市職員のマナーやモラルを問う市民の声は相変わらず少なくありません。名寄市の接遇研修の実施状況とその顕著な効果についてもお伺いをいたします。

次に、公務評価制度についてお伺いをいたします。推進計画では、推進項目、適正な人事制度の推進で公務評価制度という文字ではございませんが、人事評価制度の検討という表現を用いています。公務評価、人事考課、人事評価と呼び名、呼称はさまざまですが、いずれの名称を用いようと人物評価は人事制度を適正に運用していく

ための基礎であると考えます。確かに公務においては仕事の範囲が広く、成果を確信的に評価することは多くの困難が伴うであろうというふうなことは十分承知をしております。しかしながら、公務評価では民間企業で取り入れられる目標売り上げや目標利益の達成度で評価するという数値化が困難という側面はあるにせよ、それでも評価基準は必要であろうというふうに考えております。私は、本来市民に顔を向けて一生懸命に持てる力を発揮する職員、業務改善などよいアイデアを持ち、みずから実現のために努力をした職員と、大変語弊があろうかとは思いますが、あらぬ方向を見ながら成果も乏しく無為に過ごしている職員が同じ境遇であってはおかしいというふうに考えております。勤務年数や年功にとらわれることなく、意欲と才気にあふれた職員は年齢や性別にかかわらずその力を遺憾なく発揮できる処遇をすべきであろうというふうに考えています。これからの市役所は、ある意味ではサービス業、ある意味ではしっかりした経営体という視点を忘れず、従来の発想にとらわれることなく、市職員の皆さんには常に日常公務の改善に果敢に挑戦するという意欲と向上心をお持ちいただき、受け皿である名寄市もこうした職員の意欲にこたえられる人事給与制度を確立をしなければならないというふうに考えております。そこで、本年から調査検討を見込んでいる人事評価についてどのような方向性、どのような手法で着手するのかお伺いをしたいと思います。

続いて、市の組織機構の開発、活性化についてお伺いをいたします。推進計画では、推進項目、組織機構の見直しの中に組織機構の簡素合理化が表記されています。この実施内容を見ると、合併後の組織機構全般の再点検を行い、新たな行政課題や市民ニーズに対応できる業務執行体制を検討するとありますが、実施時期を見ると平成18年から一部実施、本年度から実施となっています。ここで述べている組織機構の見直しとは、単に合

併によって膨張した組織機構の縮小、均衡、あるいは職員定数の抑制に力点を置いたものかどうか。また、目まぐるしく打ち出される国政や道政の喫緊の施策や市民の要望に即応するため、定期異動に拘泥することなく、随時ダイナミックに配置や異動を行い、組織開発や活性を促進する改革とは異なるものかどうか、これらを踏まえた上で今年度からスタートしている組織機構の見直しについてお伺いをしたいと思います。

次に、改正中心市街地の活性化法から順次お伺いをいたします。さて、大店法の廃止に伴い制定をされた大型店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法の三つの法律を行政も議会もまちづくり3法と呼んではばからないようですが、市街地のドーナツ化現象、商業施設の無秩序な郊外進出、これをスプロール化というのだそうですが、これらを促進された元凶であるこれらの3法を果たしてまちづくり3法と呼称するのはいささか懐疑的で、私個人では少なくとも旧都市計画法、旧中心市街地活性化法の2法についてはまちづくりの冠はいかにも不似合いであるというふうを考えております。

さて、2006年8月22日にコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指す中心市街地の活性化に関する法律、いわゆる新中活法が施行されました。まず、風連町との合併により新中活法に基づく名寄市の中心市街地とは一体どのような位置づけ、つまりどの地域、区域を指すのかお伺いをいたします。また、旧中活法とは大きくさま変わりをした新中活法に取り組む人的配置とその支援体制についてお伺いをいたします。

最後になりましたが、旧中活法では主務大臣であった本部長が内閣総理大臣にかわった新中活法認定申請のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

以上でこの場での質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま大石議員から2項目にわたって御質問をいただきました。1点目につきましては私から、2点目につきましては経済部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新名寄市行財政改革推進計画にかかわってお尋ねがございました。各自治体では、行財政の効率化、簡素化を進めるとともに市民福祉の向上を図り、市民生活をより豊かにする目的で行財政改革の取り組みが進められております。旧名寄市におきましては、これまでも平成8年度から平成14年度まで、平成15年度から平成19年度までを実施期間として行財政改革に努めてまいりました。新推進計画に重要度、緊急性を考慮して優先順位をつけて実施をしていくべきでないかと、こういうお尋ねでございますけれども、新推進計画は国から求められた集中改革プランを受け、平成18年度から平成23年度までの6年間を実施期間として行財政改革を不断の取り組みとするため策定されたものであります。この集中改革プランの中で国から示された事務事業再編、民間委託等の推進、定員管理、給与の適正化等を柱に旧名寄市における新たな行財政改革推進計画、旧風連町における行財政改革推進計画を見直し、新名寄市行財政改革推進計画を策定いたしました。御質問にありましたとおり、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営を柱としまして、個別課題推進計画では72項目について実施目標年度を設定し、あわせて数値目標の設定とその効果額の試算も盛り込んでおります。職員のアンケート等を通じまして検討を重ねた結果の手がけるべき課題72項目ということでありまして、これらにつきましては今後は行財政改革推進委員会あるいは行財政改革実施委員会で進行管理を行い、実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の能力開発、自己啓発に対する支援体制についてもお尋ねをいただきました。的確な

事務処理能力等の向上を図るために、北海道市町村研修センター、中央研修所、電源地域振興センター等における専門実務研修、政策研修に職員を派遣をしております。また、地方自治を学ぶ土曜講座等にも参加取り組みをしているところでございます。さらには、みずから課題を定め、研さんしているグループに対して助成など行っておりまして、これらにつきましては研修の成果を報告、発表する場を設けて成果を多くの職員が共有できるような取り組みも進めているところであります。また、接遇につきましても接遇マニュアルを作成しておりまして、これらを通じて接遇マナーの一層の徹底を図っているところでございます。今後とも職員の資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の評価のあり方についてもお尋ねをいただきました。行政を進めていく上で市民との協働が一層重要なものになってきております。説明責任がきちんと果たされているか、市民の意見を真摯に受けとめているか、それが仕事に反映されているかが問われております。国において導入をされております人事評価制度は、一部管理職に施行されているところであります。また、自治体におきましても市として管理職を対象とした人事評価制度を導入するところが出てまいりましたが、現段階では評価の範囲あるいは手続、基準等が整備確立されておられません。御指摘のように頑張る職員の処遇も含めた評価のあり方についてぜひ研究してまいりたいと考えております。

次に、組織機構の点でお尋ねをいただきました。これまでも市立名寄短期大学の4大化、あるいは風連市街地開発等で必要に応じて人的配置を行い、大きなプロジェクトに対応してまいりました。また、業務の繁忙に応じまして各部局間における臨時的な職員の応援体制を確立することを目的として、名寄市職員の応援体制に関する規程を設け、部長裁量で職員を当該課へ派遣することができるようにもしております。また、課題によりまして

は各部より職員を招集をして、庁内ワーキンググループを編成をして業務を推進しているところでもあります。また、新推進計画の当初におきましては定員管理を計画的に進めていくということと、あわせまして御指摘のありました人的配置が事業の後追いでは十分な機能が発揮できませんので、的確でタイムリーな組織機構の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目の二つ目の1点目でございますけれども、名寄市都市環境から見た中心市街地とはというお尋ねでございます。国では、平成10年から施行いたしました中心市街地活性化法の後も全国の地方都市で中心市街地の衰退に歯どめがかからない状況を深刻に受けとめ、従来の都市政策を転換し、中心市街地の活性化に関する法律、つまり改正中活法を平成18年8月に施行したところでございます。名寄市は、平成18年6月から新総合計画の策定準備に取りかかり、コンパクトな市街地形成を推進する基本構想を平成19年2月に策定し、前期計画で中心市街地活性化基本計画の策定を計画事業としております。風連地区におきましては、平成17年5月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、現在JR風連駅前を中心に市街地再開発事業に取り組んでいるところでございます。合併による事情はありますけれども、市街地に相当数の小売商業者が集積し、都市機能の集積実態などからJR名寄駅前から昭和通までの約80ヘクタールをベースにした市街地地区を中心市街地と位置づけをし、改正中心市街地活性化法に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた名寄市中心市街地活性化基本計画の見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の人的配置と支援体制についてのお尋ねでございます。現在中心市街地担当の専任職員を配置して準備を進めておりますけれども、今後中

心市街地活性化基本法のたたき台となる素案づくりに向けて市役所内部に中心市街地活性化調整会議、つまりプロジェクトチームを立ち上げる予定でございます。新総合計画、都市計画マスタープランなど各種計画との調整を図りながら業務計画の素案づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会の設立に向け取り組んでおりますので、基本計画に基づく事業を円滑かつ確実に実施していくため、協議会設立準備の段階から商工会議所、商店街連合会などと連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の中心市街地活性化法認定申請についてのお尋ねでございます。中心市街地活性化基本計画策定に当たりましては、国の基本方針に適合するものであることから、一つ目には今後5年間で何を実施し、何を実現するのか現実性が問われております。そこで、中心市街地活性化として事業の厳選が求められていることとなります。また、二つ目には、都市計画法の用途地域の準工業地域に大規模集客施設の立地を制限いたします特別用途地区などを設定することも条件となっているところでございます。これは、住民、地権者説明会、都市計画審議会など一定の時間がかかることにならざるとういうふうにと受けておられるところでございます。さらに、三つ目には、基本計画策定に当たり基礎データの収集、分析による中心市街地の課題、問題点の抽出などおのおの条件や課題を整理する時間も必要でありますので、基本計画を内閣府の中心市街地活性化本部に認定申請するのは20年度末ころになるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） まず、行財政改革推進計画についてなのですが、お尋ねをいたします。

中尾総務部長の方から人事評価の観点からお答

えをいただいているのですが、現段階では評価の範囲あるいは手続、基準が整備されていないということではございますが、ぜひとも本年度からスタートをする人事評価制度については、努力すれば報われる公平で公正な人事給与制度の改革をお願いしたい。あるいは、組織機構については時代の変化に対応した人材の育成と組織開発をお願いをしたい。3番目では、臨機応変にダイナミックに人事異動が行われる、あるいは配置をするというような効率的な人材のシフト、あるいは人事の分権化、こうした観点から旧来までの年功にこだわることなく、意欲と才気に満ちあふれた市職員の皆さんの能力開発を公正公平に取り込めるよう評価制度を確立していただきたいというふうにお願いをします。

次に、中心市街地活性化なのですが、お聞きをいたします。御承知のように、新中活法の認定申請はことしの2月8日に富山市と青森市でそれぞれ基本計画が内閣総理大臣に認定をされています。その後3月30日、岐阜市、山口市、豊後高田市、高松市、熊本市、これらの5市が申請を行っております。いただいた答弁では、本年4月に定期異動で専任職員1名を配置したということではございますが、その後今後もプロジェクトチームを立ち上げるというお話もいただきましたが、新中活法は旧中活法とは打って変わって認定を受けるためのハードルがかなり高いというふうにお聞きしております。そのため余りにもハードルが高いものですから、申請を辞退している自治体もあるというふうに聞いております。こうした新法の基本方針では、部長の方からもお話をいただきましたが、約5年以内を目安とした居住人口、歩行者通行量など6項目の指標であったかなと思いますが、こういった数値目標の設定、さらには新規出店数あるいは公共交通のサービス量、これらもあわせて設定することになっており、こうした絶対値や変化率といった数値目標を算出するには、専任職員お一人では物理的に無理であろう。さらには、今

後活性化協議会を立ち上げ、その後タウンマネジャー、置くかどうかわかりませんが、名寄市が株式会社になる株式会社名寄だとか、いろいろなハードルが出てこようかと思うのですが、果たして専任職員1名だけでその対応が可能かどうかお聞きして、さらにはプロジェクトチームを立ち上げる。プロジェクトチームというのは、本来業務を持ちながら、傍らで専任職員の呼びかけに応じて集まって会議をするような、あるいは実務行動が伴うかどうかわかりませんが、そういうことではなしに、今回に限ってはある程度の権能を持たせて戦略的に集中的に取り組むプロジェクトチームよりはむしろタスクフォース、戦略チームを設置すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話いただきました。御案内のとおり4月から専任の主幹を配置していただきました。今その方を中心にしながら、商工会議所あるいは関係機関と情報収集に当たっているところでございます。御案内のとおり風連のケースで申し上げますと、風連の中心市街地活性化計画に基づくそういった現在に至るまでの経過につきましても今現在では一つの室ではないのしょうけれども、係の中で専任のスタッフを置いているようでございます。したがって、今とりわけスタートラインについたというようなことでございますので、先ほど言いましたように商工会議所を中心にしながら、あるいはTMO、そちらの方とどういうふうになりますか、行政の方も積極的に議論の中に加えていただきましてお話をしていきますということが一つと、もう一つは市内のプロジェクトチーム、片手間ということなのでしょうけれども、とりわけそういったプロジェクトチームを立ち上げてそれぞれの所管で抱えている課題等について、あるいは総合計画の中でも積み残しされていた前期計画の事業メニューもそれらも十分精査しながら、今後に向けた計画

にどうあるべきかというようなことの市内での検討会議、専門的な検討会議になるかどうかちょっとわかりませんが、とりわけ市内プロジェクトを立ち上げて、そしてスタートさせたい、そんな考え方を持っているところでございます。いずれにいたしましても、期限が先ほど言いましたように20年というようなことでございますし、この法律は5年ということでございますから、それらについては私どももハードルが極めて高いと。6項目をクリアするに当たっても大変短期間の中で詰めなければならぬ事柄もあるのかなというふうな受けとめをしておりますので、これらについては十分心しながら、とりわけ今手始めにといましようか、市内プロジェクトを立ち上げたいという考え方でおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今活性化協議会の立ち上げに際しては、商工会議所などの関係機関というお話がございましたけれども、商工会議所も、あるいは連合会、そういった方々等もさることながら、新規事業者、あるいは新たな事業展開をする意欲にあふれた次世代のそういった意欲に燃える方々をぜひ主軸にさせていただいて、人を招き入れる中心市街地というような公募方式というのを、こちらで御指名をして御参加いただけませんかということではなしに公募という方法で活性化協議会を立ち上げるというお考えはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 協議会の立ち上げにつきましても、行政の方も御相談に乗らせていただきますけれども、あくまでもそれは商工会議所を中心として商工会の連合会、あるいはそういった関係する方々、さらには一般市民の方々、消費者の方々、あるいは学校関係のPTAの方々等々、そういった方々も加わっていただき、幅広く意見を聞きなさいということが最大の課題、テーマとなっておりますので、協議会の公募分につ

きましては申し伝えてみたいとは思いますが、商工会議所の方での議論の中にゆだねることになるかと思っておりますので、お話は承ってそちらの方に伝えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっとくだいかなというふうに思われるかもしれませんが、私入手した資料によりますと、中心市街地活性化法によると関係省庁の予算規模総額で2,000億円というふうに言われています。そういったものを考えていきますと、年間で20件ほど申請がある、あるいは採択されるということになりますと単純でも1件当たり約100億円ですよね。そうなってくると、例えば名寄の中心街で課題になっている金融機関の跡地だとか、そういったものをこの基本計画に盛り込んでいけば、そんなに判を押すのに腰が引けるだとか、そういったこともなくなっていくかというふうに考えているものですから、くだいほどお聞きをするわけなのですけれども、ぜひともこういった巨額の補助金が集中してくるということでございますから、前述に申し上げた中尾総務部長にもお話をお聞きした人事評価制度と相まってやる意欲に満ちた、そういった職員をプロジェクトという名称、あるいはタスクフォースでも何でもいいのですけれども、十分に専従に近い形で配置をしていただいて、20年といわず19年度末で一回試してみて、かなり苛烈をきわめる行政指導というものに果敢にチャレンジをしていただきたいというふうに考えています。

今回は、一般質問のデビュー戦ですので、何かとふなれではございましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

出生時の経費節減について外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長のお許しをいた

だきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

大きい項目の1点目、出産時の経費軽減を。我が国では、少子高齢化が進行し、合計特殊出生率は平成15年に1.29と過去最低を示す一方、世帯人員の減少、核家族へも進行しております。国民生活基盤調査によれば、子供のいる家庭の85%は子供が1人か、または2人であります。子供の大半は、核家族の世帯の中で生活しております。こうして家庭での子育てが密室化する中で乳幼児を抱える母親の育児の不安や負担がふえており、特に相談相手が少なく、就労していない母親にその傾向が強いと思われ、母親のストレスは時には子供に向けられ、児童虐待につながっております。少子高齢化社会の到来に対応して、子育て支援や地域社会の協力が以前にも増して必要不可欠な時代になってまいりました。国は、エンゼルプランや新エンゼルプランを策定し、子育て支援策への構築が図られてまいりましたが、子育て支援を推進するため気軽に相談できる地域子育て支援センターがつくられ、相談体制の強化が図られております。地域によりますが、その地域が子育てに対応があるところは出生率がふえております。道内の合計特殊出生率は1.18で、昨年を0.03上回ったものの、全国平均の0.06には達していません。本市の出生数の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

国としても出生率向上のため、子育て支援施策サービスは地域子育て支援、母子の保健、育児休業、保育、児童手当といった各種子育て支援制度を推進しておりますが、現行の子育て支援サービスは福祉としての保育にかかわり過ぎ、また社会保障給付における子育て、子育ての割合も総体的に低いことが子育ての負担を一層増しております。出産の際、妊婦健診から分娩に至るまでの金額、またそれも自己負担となり費用もかさむことから、出産時に支給される予定の同一時、一時金の一部を出産関係費として貸し付ける市町村もあります。

妊婦が定期健診などのために支払う費用負担を軽くするための育児一時金の貸付制度について、理事者の御見解をお願いいたします。

本年4月より高額療養費制度が変わり、窓口の支払いが一定額で済むようになりました。今までは、100万円かかった手術の3割の30万円を病院に支払わなくてはならず、貯金をおろすなどして支払っておりましたが、今年4月より所得によって変わりますが、約8万1000円で済むようになり、低所得者には大変喜ばれた制度であります。ここで、国民健康保険に加入しております家庭が出産した際、支給される出産育児一時金35万円を事前に申請することで、受け取り代理人制度により35万円を超える分だけ医療機関に支払えばよく、また余った分は市町村から個人に返還するという、出産費用を一時的にも用意し、1カ月後に戻るといった一時的に準備する負担が軽減される受け取り代理制度の導入についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2点目、ハートコール導入を。少子高齢化が年々進み、高齢者のいる世帯の状況では少子化や核家族化、さらに親子関係の意識の変化などにより高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯などの高齢者だけで生活している世帯が年々ふえていることは間違いありません。名寄でも毎年数名の方々が孤独死として10日後、1週間後に見つけられております。そのため町内会では、見守り隊をつくり家庭を訪問し、また毎回開かれる予算、決算委員会で私も毎回言わせていただいておりますけれども、民生委員の高齢化とともに見守れない地域も大変多く出ております。市では、包括支援センターで対応するという答弁でしたが、高齢者夫婦世帯、独居老人世帯の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

給食宅配サービス、入浴サービス、デイサービス等の利用をされている方々は心配ないと思うのですが、把握されにくいひとり暮らしの老人、またヘルパー等で対応していると思いますが、本市

の現状と対策がどうなっているかについて理事者の御見解をお願いいたします。

ひとり暮らしのお年寄りに毎週二、三回電話をし、健康状態を確認、また自治体に連絡をするN T T北海道テレマートが実施をしている事業があります。女性オペレーターが定期的にお年寄り宅に電話をし、体のぐあい、生活の状況を聞き取るとともに、市町村の催し物や行事を知らせたり、趣味を話題にコミュニケーションを図るシステムであります。電話の結果を自治体に報告、異常に気づいたときは自治体に連絡、自治体からヘルパー、民生委員に連絡し、お年寄りの様子を見にいらしてもらう。このような制度を用いている自治体があります。このようなことをすれば10日間死亡がわからなかったという孤独死も減少する可能性がふえてくるというふうに思いますが、ハートコールの導入についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3点目、道路整備体制についての質問であります。名寄市は、砂ぼこり対策として切り込み砂利転圧もせず、防じんをし、そのため春先に道路の凍上が多数できております。毎年のように、本年の市民から5回現場に呼ばれました。一番ひどいところで道路と道路の段差が20センチ、8メートルにも及ぶ道路がありました。道路維持管理センターに連絡し、現場に来ていただきましたけれども、道路維持管理センターの予算ではもうできないということでありました。建設部の維持管理に来ていただき、お話をし、ある程度は調整をするというふうに言われておりましたけれども、私は安全上の部分、また車でその段差のところに行って車が壊れれば報告をし、また賠償をして終わりだと思っておりますけれども、車がその段差にはまり、ハンドルをとられ、人をひいたり、けがをさせたりということになると大変なことになるというふうに私は思っております。安全上の観点からも、この今防じん処理をしたところは春先に年次計画をつけて整備するのが通例ではない

かなというふうに思っております。そのような意味で本市における防じん道路の距離数について、また本年春先の苦情状況は何件だったのか、またこのような道路の年次計画で整備をしていくことについての理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での御質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今高橋議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目については福祉事務所長から、3点目については建設水道部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、小項目1の出生数の現状につきまして、国民健康保険制度における出産一時金及び貸付制度等を含めた御質問についてお答えしたいと思います。名寄市における出生児数につきましては、名寄市に出生届の提出があった人数の合計でありまして、必ずしも市内で生まれた人数ではありませんが、平成14年度には322名、平成15年度には303名、平成16年度には271名、平成17年度には277名、平成18年度には294名となっております。平成16年度まで続きました減少傾向から転じまして少し上向きの方角を数字の上では示しているものと考えております。先ほど議員からもお話ありましたように、2006の人口動態調査、合計特殊出生率等につきまして、国、道におきましてもわずかながら伸びておりますが、国及び道の見解につきましては必ずしも長期的な少子化傾向については変わっていないけれども、国見解では景気回復に伴う雇用改善で結婚や出産が増加したことが一つの要因であるというふうに見ております。道につきましては、原因がまだわからない。これは、北海道の雇用の状況が必ずしも改善していないという部分と広範な地域によるものというふうに考えています。名寄市におきましては、特に智恵文地区が顕著である

うと思いますが、農業後継者の方々の定着化、それに伴う結婚、それに出生数、子供がお生まれになったということも含めてある種雇用との関係が一つのポイントになっているのかなというふうに考えています。国、道の全体的な傾向につきましては、まだ十分な検討がされておりませんので、今後それらについての検討も深めてまいりたいと思っております。

次に、育児一時貸付金につきまして、国民健康保険では出産は通常の分娩であれば医療ではないことから、保健事業としての給付という位置づけで妊娠4カ月以上を経過した出産を対象としまして出産予定日の1カ月前から申請を受け付け、35万円の給付を実施しております。出産育児一時金の貸付制度につきましては、名寄市単独では取り組んでおりません。北海道国民健康保険団体連合会が実施をしております。この制度では、出産予定日の原則1カ月前であること等の条件が付きまますが、出産育児一時金支給見込額の10分の8、35万円の10分の8の貸し付けを受けることができるようになっております。出産育児一時金受け取り代理人制度を導入していない市町村では、必要な制度というふうに考えております。詳細な情報ではないのですが、出産予定日の1カ月前が原則ということで聞いておりました、それ以前でもケースによりましては貸し付けが受けられるやに聞いておりますので、具体の事例がありましたら、担当の窓口の方に御相談いただければというふうに考えております。

小項目の三つ目、受け取り代理制度につきまして、昨年8月の健康保健法の改正に係る施行令において積極的な導入を国から求められておりました、その趣旨としましては被保険者等の一時的な負担を軽減する目的であります。北海道が調査しました受け取り代理人制度の保険者の取り組み状況では、本年2月1日現在で180保険者中、実施が94保険者、実施予定では39保険者、実施を検討している保険者が19と約84%が導入済

みもしくは導入を予定しております。名寄市におきましては、名寄市国民健康保険出産育児一時金受取代理実施要綱を4月に策定し、19年4月1日以降申請のあった出産から適用することにいたしました。この受け取り代理制度は、出産しようとする方と御利用の医療機関との間で受け取りについて委任の条項を含む申請書を作成し、国民健康保険に提出することで手続が完了いたします。出産育児一時金の支払い事務は、医療機関が出産費の精算をして、その額が35万円を超えた場合は35万円までを国保に請求し、それ以上の金額は出産者の方に請求することになります。国保は、この請求に対し医療機関に支払いを行うこととなりますが、その請求額が35万円に満たない場合にはその差額を被保険者に支払うこととなります。これによりまして被保険者が出産に要する費用を一時的に用意することなく、出産費の精算が完了することとなります。本年度につきましては、既に現時点で5件の給付を実施しておりますが、いずれも窓口での申請となっております。これは、新生児誕生後は戸籍の届け出、国保、乳幼児医療の手続等で市役所の関係窓口での手続が多いこともあり、国保での加入手続と同時に申請する形が定着しているところによるものと考えております。今後とも制度を立ち上げましたので、本制度の活用をいただきますよう市広報、ホームページ等で周知を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目の二つ目、ハートコールについて3点にわたりお尋ねがございました。まず、当市におきます高齢者世帯と独居の状況でございますけれども、住民基本台帳上における平成19年6月5日現在の人口は、3万1,418人、うち65歳以上の高齢者数は8,047人で、高齢化率は25.6%となっております。65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯数が1,731世帯で、全体1万4,696世帯の11.8%、

独居世帯では1,903世帯で13.0%を占めている状況となっております。ただし、この独居世帯の数値はあくまでも住民基本台帳上のものであり、このうち二、三割の方はお子様と同居しているのではないかと推測され、病院や施設等に入院、入所等をしている方を差し引きますと在宅での独居老人数が1,000名程度ではないかというふうに考えられております。

独居老人の方々は、健康的で活動的なタイプと保健福祉サービスを受ける必要があるタイプとに分けられ、特に地域社会と余り接点を持たず、閉じこもりのな方で安否確認が必要な方に対しましては行政としてその人に適した介護予防を含めたケアプランをつくって対策事業を進めておりますが、社会福祉協議会や地区町内会におきましても見守りや声かけを含めた支援活動が展開をされております。ハートコールのシステムにつきましては、当方から、議員の御質問にもありましたけれども、週に数回電話をいたしまして悩み事や安否の確認をする独居老人対策サービスとして認識しております。当市におきます、特に独居老人の安否確認を目的とする事業といたしましては、緊急通報システム、配食サービス、ヘルパー事業や町内会ネットワーク事業等があり、健康、悩み事相談を目的とする受け入れ態勢といたしましては社会福祉協議会の心配事相談窓口や市の地域包括支援センターに相談窓口を設置して、その対応に取り組んでおります。また、本市の保健福祉業務の重要な役割として訪問保健指導があります。閉じこもりのな独居老人の方に適切な支援を行うため、保健師等がフェース・ツー・フェースで行っているところでございます。さらに、今年度からは地域包括支援センターの保健師8名が虚弱高齢者への訪問活動を実施しておりますが、介護予防の取り組みとともに社会的環境を整備し、介護予防等特定高齢者施策と介護予防一般高齢者施策を連続かつ一体的に実施して、高齢者が生き生きと生活できる地域づくり、まちづくりの実現に努め

てまいります。いずれにいたしましても、保健福祉対策につきましては行政だけの対応に限界がありますので、町内会、社会福祉協議会と連携を深めながら取り組んでいこうと考えております。また、このことに関しましては、設置されようとしております地域自治区の主要な事業の柱の一つとして、生活の拠点である地域に根差してお互いに助け合い、生活者として地域でだれもがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう地域福祉力向上の実践の場としてさまざまな形で、まず取り組めるものから取り組んでいただけるよう御期待もしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私の方からは、大きな項目3番目の道路整備体制について、3項目についてお答えをいたしたいというふうに思います。

最初に、防じん道路の距離数についてお尋ねがございました。名寄市内名寄地区においては、昭和48年度からアスファルト乳剤散布による防じん処理を行っているところであります。その延長は、約5.2キロメートルというふうになっています。風連地区においては、防じん処理路線はございません。

次に、苦情の状況であります。名寄地区の市街地は厳しい気象条件で、春先などは特に市民に御迷惑をおかけしている状況であります。春先の道路に対しては、今シーズンの苦情は維持管理センターに寄せられたものだけで63件あります。その半数近くは、道路のでこぼこ、陥没に対するものであります。その他トラフの凍上による段差や破損、交差点等スリップ防止用に散布しておりますピリ砂や砂利が畑に入る等の苦情も数件寄せられております。また、除雪機械による縁石、雨水桝等の損傷の通報もありますが、いずれにしてもこれらについては随時対応いたしているところであります。

次に、舗装化や防じん処理の計画についてであります。名寄地区の市街地の舗装率は63.3%と低いことから、岩木議員の質問と重複いたしますが、総合計画では市街地の舗装率を10年で10%上げることを数値目標として策定しております。凍害などによる損傷については、基本的には本舗装化でなければできないというふうに考えております。しかし、当面は財源などの課題があるために緊急性のある道路事業化と現行どおり補修事業をあわせた形で道路整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、防じん処理の方法につきましては、再生合材によるものを平成16年度より試験的に実施しているところであります。これらの施工方法をさらに研究いたしまして、その結果を見ながら防じん処理の計画も必要な路線には考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上で私の答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変に答弁いただきましてありがとうございます。再質問と要望をちょっとさせていただきます。

まず、出生時の経費軽減をということで質問させていただきました。私もこれ本市で4月からやっているというのを知らないで今回出させていたのですけれども、今5件来て、窓口でということでお話しいただきました。私今回選挙で出たときにいろいろ語る会等で御婦人からお聞きしたときには、やっぱり一括35万円のお金を用意できる人はいいいと思うのですけれども、できない人もいるということなのです。経済状況を見る中で国保に入っている方々というのは、大体季節労働者の方々だとか、自分で商店をやっている方々だとか、会社勤めの方というのはほとんどいないと思いますから、そういう方々のための出産一時金なのです。それで、35万円を自分の今までのためたお金を出して、名寄だったら20日から1

カ月だと思うのです、申請出して戻ってくるまで。それまでに一回預けたものをおろしてやるというのは、やっぱりこれから子育てする部分ではその貯蓄してある部分というのは大変子育てに必要な部分になってくるのです。戻ってはくるのですけれども。そのような部分で、私はこれ4月1日からやったのであればどんどん、どんどん宣伝をして、来た方にはもうこの制度を使っていた方が逆にいいと思うのです。申請しなくてももう来た方は全員この制度を使っていたらいいと思うのですが、教えていただきたいというふうに思います。

あと、これからなのですか。ホームページにPRする、広報に出すというのはこれからの作業になってくるのでしょうか。この2点をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 制度の活用につきましては、実は病院サイドの方とは十分打ち合わせをさせていただいて、こういう制度もありますので、ぜひ出産する方について国保の方については御利用くださいと、そういう形での取り組みはやっております。それと、市立病院につきましては名寄市内ではなくて近隣からも来ますので、できれば名寄市が取り組んでいることもありますので、近隣市町村の方にも同じ制度を導入してもらって同じレベルで市立病院で出産される方については、国保の方については同じ制度が受けられるようにということでの協議は病院側の方と既にしております。

ホームページの関係については、ちょっと私まだ不勉強で申しわけないのですが、たしか立ち上がっていないと思いましたが、広報等での周知はしていると思いましたが、ホームページについてもすべてがホームページが有効とは思っておりませんが、一つの情報の伝える手段として考えておりますので、それらについては早急に立ち上げをしたいと思っておりますので、よろしくお願

いします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 病院でやるのも必要だと思うのですけれども、保健センターで母子のありますよね。そのときにでもこういう制度ありますよだとか周知をしてあげた方が安心すると思うのです。これから子育てに臨むお母さん方、しっかりとしたところに勤めている方だったらあれなのでしょけれども、本当に厳しい方は生活保護だとか何かの部分入ってくると思うのですけれども、やはり今の経済状況なんか考えるとそういう方々ばかりではないということだけは覚えておいていただいて、母子の健康診断のときにでもそういう制度もありますよだとか、病院のところに来たらこういう制度をまず使ってくださいというふうに勧めるべきではないかというふうに私は思っております。

また、育児一時金の貸し付けはあると言ったのですけれども、私の見たまち、市町村では市として国保の出産育児一時金を何カ月前か前からもうスタートして、そういう健診だとか何かのときにお金が必要だと。その制度を使ってそういう軽減をされている市町村があったものですから、名寄市もというふうに思って今回出ささせていただきましたけれども、余りなく違う部分での借りる制度があるので、そっちを使ってもいいのですけれども、できれば本当にもうこれ4月からスタートしたのでしたら、しっかりとしたPR等がやっぱり必要ではないかなというふうに思います。これ受け取り制度というのは、私も雑駁でしか見ていないのですけれども、もうちょっと詳しく教えていただきたいというか、皆さんの前で周知していただければ議員の方からもそういう方々がいれば国保でこういう制度があるよと言えると思いますので、もう一度詳しく。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 保健センター等での周知につきましては、それぞれ健診等の業

務やっておりますので、今までもやっていると
思いますし、今後その辺確認させていただいて、よ
りの確な周知方法として活用したいと思ってお
りますので、よろしく願いいたします。

出産育児一時金の制度につきましては、先ほど
も言いましたように出産予定日の1カ月前から申
請できまして、それで育児一時金として窓口でお
金をもらう方法とあらかじめ病院と御本人、出産
される方と協議していただいて、書類を出してい
ただくことによって病院で出産したときにお金を
払わなくて出産できると。そのお金が例えば総額
35万円なのですが、30万円出産にかかった場
合は30万円を病院の請求をいただいて病院にお
支払いすると。残った5万円につきましては、直
接出産された御本人の方に口座振替等でお金を交
付させていただく、こういう制度です。それで、
今までは30万円一たん御自分でお支払いいた
だいて、35万円を申請していただいて御本人に交
付すると。それが今言ったように35万円以内で
あれば病院の方に市からお金を払いまして、差額
が出れば本人の方に交付させていただくと。それ
で、出産にかかわる費用の関係につきましては、
おおむね妊婦健康一般診査等も含めまして五、六
万円ほどがかかるそうです。大半の費用の大きな
額というのは、出産のときにかかる出産費です。
それらのこともありますので、札幌市なんかでは
貸付制度を導入していますが、あくまでも出産育
児一時金の前払いという感じで、後で出産終わ
った段階で育児金との精算措置が行われています
ので、育児金の前倒しで貸し付けをするのだと、そ
ういうふうに御理解いただければと思います。問
題は、事前お金がどれくらいお金かかるかという
部分では先ほど言いましたように、個人差はある
でしょうけれども、おおむね五、六万円かかりま
すので、実態的には5件の方が今回あったので
すけれども、十分制度の中身を理解されていなか
ったのか、ちょっと内容わかりませんけれども、出
産に大きなお金がかかることはわかりますので、

まず病院で相談させていただきますと、その辺の
制度の周知もより確実に間違いなく伝わると思
いますので、病院サイドの方と制度の活用につ
いてもう少し詰めてまいりたいと思っております
ので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にもうそういう
ことでよろしく願いいたします。

あと、ちょっと1点だけ病院事務部長にお聞き
したいのですが、今回産婦人科医師の重点
化病院として総合周産期母子医療センターとい
う名誉な、名寄市立病院が入られました。札幌の
病院だとか旭川の病院では、出産一時金5万円上
がったということで各病院それだけ料金の値上げ
をしているところがあるような部分が出てい
るのですが、名寄の病院ではそういうことは
ないのかちょっとお聞きしたいというふうに思
っております。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私その
部分に関しまして十分に承知はしてございませ
んけれども、ただいまお話のありました周産期医
療システムの部分で名寄市立病院の名前が挙
がったというのはつい最近のことでありまして、
これにつきましては国の周産期医療システム
整備指針に基づきまして道がそのシステム
整備計画を立てていると。その中に現在6カ
所ございまして、そのほかに2カ所とい
うことで名寄ともう一カ所名前が挙
がったということで、道の方から連絡は
受けておりますけれども、整備がされる見
込みであると。決定ではございませ
んけれども、名前が挙がったとい
うことでございまして。

あと、産婦人科の部分での5万円のアップとか、
そういった部分についてはそんな大きな金額では
ないというふうに存じ上げております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） どうもありがとうご

ございました。名寄市立病院もそのようなことで名譽なことかなというふうに思いますので、これからどんどん健康なお子さんを出産できる体制をよろしく願います。

次に、ハートコールの導入についてお伺いたします。先ほど高齢化率が25.6%、65歳以上が8,047名ということではなりました。そして、いろんなデイサービス等だとか受けている方はいいのですけれども、在宅として残っている1,000名、この方をまずどうするかということではなられて、訪問保健指導員がヘルパーとして回るというふうに言われました。この8名の方で1,000名、現状今どのぐらい回っているのかお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 平成18年度に75歳以上になられますけれども、日常生活におきますチェックリストとして25項目にわたる調査を実施をさせていただきました。この調査には、民生委員の方々の御協力をいただいたところでございますけれども、民生委員の地区5地区に分けて、現在この調査の中で閉じこもりがちな方という方を587という数字で押さえております。そのうち現在まで介護等のサービスを全く受けていない方が237件ありまして、平成18年度におきましては南地区の約50名の方々の訪問を終えておりまして、その後平成19年度で残りの地区の180名を8人の職員で順次訪問をしていくと、こういう計画を立てております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今民生委員の5地区の方が25項目ということで、引きこもりが587名、引きこもりというのはもう家を余り出ないという認識の方なのか、出られない方なのか、出たくない方なのか、どういう引きこもりの方なのか教えていただきたいというふうに思います。民生委員の方の立場からですから、どういう条件を

つけたらとか何かあると思いますけれども、そのような部分でどんなものなのか教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私も細かい情報まで実は持っておりませんが、このアンケートの中で閉じこもりというふうに判断をされた方が587という包括介護支援センターの方で数字を押さえているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） それでも、閉じこもりの方が587名いて、そして介護も給食宅配も何も受けていない人が237名もおられるということは、私は本当にすごいことだなという。これ1,000名のうちの4分の1がもうそういう状況になっているということなのですね。その中でやはり南地区の50名を終わったのですけれども、187名、18年度から始めて50名しか会えなかったのか。これそれなら、18年度8名の方で50名だったら、あと3年半ぐらいかかるのですけれども、その見解はどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域包括支援センターにつきましては、平成19年4月1日から実は立ち上げをしております、スタッフにつきましてもこの訪問ができる者が8名そろえられたという状況でございます。前は、平成18年度におきましては在宅介護支援センター、名称が一部違っておりますけれども、その中で取り組んでおりましたけれども、少人数の採用でございました。したがって、包括支援センターを立ち上げてこの事業に取り組むことでスタッフもそろえさせていただいたので、平成19年度中にはぜひ残り全件にお会いしたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にこれが日常活動でできるのであれば、私はこのハートコール導

入は必要ないというふうに思いますし、これがこういう事業と町内会が連携して、そして周りの方々が連携してやっていかない限り、独居老人だとかひとり暮らしの方々の手当てというのはできないというふうに思っておりましたので、本当にもうこの8名の方、また町内会の方でしっかりとやっぱりこの作業をやっていくしかないというふうに思っています。この南地区50名の回った中で、行って緊急性がなかったのかどうかというのはわからないのでしょうか。行って本当に厳しい状態だったとか、こういうふうな介護を受けなければならないのにこういう状態だったという、その報告というのはいなかったのですか。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実的にそこまでの報告は受けておりませんが、私を感じるところ高齢者の単身の世帯の方々で引きこもりの方々につきましては、周りとの接点を余り持っていないというふうに認識しております。その中で病弱等の方々につきましては、御近所の方々もそれなりに目を配っていただいておりますし、民生委員児童委員の方々も職務の一つとしてそれらの方々を見守っていただいているというふうに思っております。議員御質問にありましたように、最初孤独死というところからこの質問が始まっているわけですが、私どもの今までの感覚と経験といたしましては、そういう方々は常に周りに目が、現実的には高齢者のうち健常な方が突然お亡くなりになって、何日も新聞がたまったりとかしてどうしたのだろうというところから数日たってから発見されるような状況が見受けられるということが率直な感想でございます。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

本当にこの在宅1,000名の方もやっぱり見えないといけない状況になると思いますので、しっかりとよろしくお願い申し上げたいのと、私

は地域によって若干変わってくると思うのです。町中だとかどうのこうのではなくて、徳田団地がなくなる時点でもうほとんどのあそこに当初から住んでおられた高齢者の方々は東光団地と北斗団地の方に行きました。今名寄では25.6%の高齢化率になっていきますけれども、北斗団地は私40から50、高齢化率が進んでいるというふうにお聞きしております。その中でやはり言われた方は、しっかりと行政は見なければならぬ。行政は民生委員が見なければならぬ、町内会長は民生委員がやってほしいと言うのだけれども、その中でやはり民生委員も高齢になられている状況の中で、なぜ私がそこまでという方もおられるわけなのです。だから、私は先ほど言ったように包括支援センターができた。包括支援センターで見てもらえとお伝えしました。やっぱり地域、地域の状況があると思いますので、その部分をしっかりと包括支援センター含め、また訪問保健指導に含め、していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、道路整備についてちょっとお尋ねいたします。先ほど野間井部長さんから昨年再生アスファルト状況を2本やられたということをお聞かせいただきました。2路線やられて現状どうだったのかということについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 昨年2路線再生合材による防じん処理を実施したわけですが、一つは皆さんがよく見ていただけたと思いますが、市民会館の西側の路線であります。やはり凍上の部分では少し下水道の部分に、取り付け管の部分で凍上が起きなくて周りが凍上したということで、通常の防じんよりは若干目立ちが少なかったのですが、通常の乳剤散布よりは少しいいというふうに感じておりますし、ほかのところもそうございました。それと、もう一点は、やはり通常の防じんと比べると若干高く仕上げ

いるものですから、砂利の散乱が多いと。周りに散布というか、敷設した砂利の散乱が多いと。それと、もう一点、意外に暖かい時期に施工したものののですけれども、若干遅かったせいもあるかもしれませんがけれども、乳剤のくっつきぐあいが悪くてちょっとばらばらなところが何点か見られたと、こういうようなところが今の段階では、私を見た目ではそういうふうに思っています、これからこの辺が研究の課題かなというふうにとらえているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 防じん処理が昭和48年から現状52キロあるという。私もことしとか、毎年、先ほど岩木議員が言われて、頼むねと言われたものですから、ちょっと長目にとっておいたのですけれども、毎年同じところでは必ずです。一回凍上したら、次の年も凍上するのです。これは、野間井部長、どうでしょうか。間違っているでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 凍上の原因は、基本的には道路に埋まっている部分、例えば下水道管がありますね。下水道管の中は、通常プラスの10度あるのです。その真上というのは、絶対凍上しないのです。したがって、今高橋議員の言われるとおりに毎年同じところが凍上しているわけではなくてその側が凍上しているだけであって、陥没しているところは通常のままということなので、今御指摘のとおり同じところが陥没したように見えるし、凍上したように見えるというふうに私も思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今回私見たところ、20センチ段差がついたところは、やはりこの防じん処理というのはほこりが立たないようにするという部分でやられた処理であります。乳剤をまいて砂を散布してという、それを数回やるという形ですから、砂利入れていない。ただ、土の上に

少しは砂利やりますけれども、そこに散布するという形。ことし見たところも20センチ、もう土でした、出ている部分が。一回なったところというのは必ず次の年もなります。私は、交通安全上の部分で言えば前の年なったのだから、そこは年次計画でそこだけでもいいから凍上部分、下水の部分はちょっと厳しいと思うのですけれども、私が見たところは全然下水とも何とも関係ない、ただ完全に道路が凍上している部分でしたので、そういう部分はやはり少し砂利を入れて、そして再生合材で整備をするという年次計画をつくった方がもう正解ではないかなと私は思うのです。本当にもうこれで車でハンドルとられて人を殺してしまったら、報告事項、賠償金何万円で済まないと思はれるのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御指摘のとおり凍上するところがわかっていると。そういう意味で今高橋議員言われたような、例えばトラフが隠れているところがそういうふうに陥没したりするということが確かにあるということを含めて、年次計画は策定は定かではないのですけれども、維持費の部分ではそういうところをもう一回調査をいたしまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に下水のマンホール部分というのは、必ず横になってしまうのです。国だとか道は、沈下をさせないためにスタイロフォームみたいなものを投入してやっている工法があるはずなのです。だから、結局はそういうものを入れない限り外との熱の断絶は絶対にできないというふうに思いますし、これからもやっぱりしっかりと研究をしていただいて、春先でも凍上しないと、名寄の道路は安全であるという部分で私はそういう防じん処理のところ、簡易舗装のところの毎年できるところは年次計画で、

来年はこことここをやるという計画で進んでいた
きたいというふうに思います。

最後に、10年で10%という道路計画をお持ち
なのですから、本当にもう町中だけでなく
市街もひどいところが大分出ております。市街の
主要な道路をしっかりとやっぱり整備していくこ
とが名寄の道路事情をよくしていく部分でないか
なと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、私
の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で高橋伸典議員
の質問を終わります。

14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時50分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

新名寄市農業、農村振興について外1件を、植
松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名をいた
だきましたので、通告順に従いまして、質問をさ
せていただきます。

大きな1点目として、新名寄市農業・農村振興
計画についてでございます。基幹産業である農業
の発展なくして名寄市の発展はないと常日ごろ思
い、施策について今まで何回か一般質問させてい
ただいております。今回新名寄市としての発足に
伴い、農業従事者の減少、高齢化、担い手不足、
農畜産物の価格低迷など将来像が見えてこない状
況の中で活力と潤いのある農業、農村を目指して
のキャッチフレーズとともに、名寄市新農業・農
村振興計画を策定し、名寄市総合計画並びに道北
なよろ農協が策定する農業振興計画との整合性を
図っていくとのことですが、生産者、農協、行政
が一体となり、新たな動きを踏まえた攻めの農業
の展開を切にお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、質問させていただきます。先日名寄市
議会の定例会行政報告の中での農業振興センター

の管理運営について2点ほど質問をさせていただ
きます。一つ目に、人員体制の実態と管理運営に
ついてお知らせください。二つ目に、旧名寄市の
水稲試験場が本年度で終わり、振興センターに移
行になるが、今後の考え方についてお知らせを願
ひたいと思ひます。

2点目に、農業振興地域整備計画の見直しの考
え方についてでございます。現在の経営安定対策
や担い手対策などを考えると、農振整備計画の変
更見直しは早急にすべきではなかろうかと考えて
おります。そこで、3点ほど申し上げます。一つ
目に、農業振興地域整備計画の目的と現状につい
て、二つ目に農業振興地域整備計画の農用地区域
における耕作放棄地の実態とその対策について、
三つ目に農業振興にかかわる変更のスケジュール
について答弁をお願いを申し上げます。

3点目に、名寄市有林の現況と施策の計画につ
いてでございます。近年森林に有する地球温暖化
防止など、森林の他目的機能の維持増進のため、
森林整備、災害の防止、環境教育の場としての利
用など、国民参加の森づくりが従前に増して活発
に行われているところでございます。このような
中で市民の財産である森林を100年先を見通し
た森林整備を効率的に、効果的に進めていく必要
があると思っております。そのためにも森づくり
の根幹をなす施業計画が大事になってくるわけ
でございます。そこで、質問させていただきますけ
れども、一つ目に市有林の面積と現状について、
二つ目に市有林の施業計画について、三つ目に森
林の大切さをアピールするためにも市民参加の行
動についてお願いを申し上げます。

4点目に、名寄市の公共施設等の樹木台帳につ
いてでございます。市有林の場合は、森林調査簿
で樹種、林齢など一目でわかるようになっており
ますが、公共施設等の樹木台帳、また寄附行為を
含めてこれは基本的であると思っております。そ
こで、台帳をつくることによって樹種、樹齢を把
握し、倒木による被害、危険度が回避できるので

はないかと思しますので、その辺も含めて答弁をお願いを申し上げます。

大きな2点目でございます。東地区の活性化計画と環境整備についてでございます。一つ目に、緑丘第2団地跡地の計画について3点質問させていただきます。1点目として、現在樹木の伐採をされておりませけれども、15年に質問した当時からの方針変更があったのか。また、2番目に、緑丘は福祉村的になっているので、関連施設の誘致や憩いの場としての考えはあるのかどうか。3点目に、今後の対応、対策について明確にしたいと思ひます。

2点目に、出店計画等にかかわる振興策について質問させていただきます。最近239号線のところにお店ができましたけれども、東地区に商店が少なく、地域の要望を含めて住民が不便さを感じているのは確かでございます。私は、商工会議所、行政が商店の出店についての働きかけを行うべきと考えませけれども、また出店が困難であれば空き地、空き家を利用するなど定期的な移動販売を望んでいますので、前向きな答弁をお願いを申し上げます。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。私の方からの答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

初めに、農業振興センター管理運営の中での人員体制と管理運営についてのお尋ねでございました。農業振興センターは、農業技術の開発研究及び実用化普及を図り、体質の強い農業を目指し、農業生産振興の拠点施設として設置しております。平成19年度からは、合併後の新名寄市のエリアをカバーし、より濃密な農業技術指導体制を構築するため、専任所長、嘱託でございますけれども、の配置、営農指導員3名を配置し、水稻、畑作、蔬菜、園芸等に対応してまいります。経費負担及

び人員配置につきましては、これまでのJAとの協定に基づき負担していただいております。人員体制につきましては、先ほど申しました所長（嘱託職員1名）、営農指導員（市職員3名）、管理事務員（市職員1名）、土壌分析技術員（JA職員1名）、組織培養技術員（嘱託2名）、圃場管理人（臨時1名）、圃場作業員（臨時と本年から高齢者事業団派遣として5名）となっております。運営管理費につきましては、概数ですが、市及びJAの職員分を除いて平成18年度で申し上げますと総額で3,350万円となりますけれども、生産物売り払い代金などが2,200万円ほどありますので、差し引き1,150万円となっております。これを市とJAで7対3の負担割合となっております。今後とも管理運営のパートナーでありますJA道北なよろと協議をしながら、適切な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、旧名寄市の水稻試験地の扱いでお尋ねでございました。水稻試験地につきましては、昭和42年に市内農家から寒地稲作農業の確立のため多額の寄附と試験用地の寄附があり、翌年には圃場、施設、農機具の整備を行い、昭和44年から試験実施に入っているところでございます。この間普及センター、JA、モチ生産組合の支援協力を得ながら、現在まで38年間にわたり市内稲作農家の経営安定と栽培技術のよりどころとして身近なものに重点を置いて試験展示をし、農業者みずからその効果を目で見て、肌で感じて経営の中に取り入れながら、名寄モチ生産団地の確立と農家経営安定に寄与してまいりました。合併後農業振興センターに統合すべく準備を進めておりますけれども、今年度におきましては振興センター内の圃場の整備などを計画しております。20年度からは、水稻の試験を農業振興センターに移行してまいりたいというふうに考えているところでございます。今後の試験展示圃につきましては、農業振興センター、普及センター、JA、生産組合

などと協議しながら、課題を的確にとらえて設置しますが、現段階におきましてはクリーン農業技術の確立試験、二つ目には稲わら搬出土づくりの試験、三つ目には新品種の栽培確立試験、用途に応じた品種の導入、これらでございますが、四つ目には将来の一層の省力化を目指した直播栽培の検討試験などを検討しております。当市最大の基幹作物である水稻産地の確立と農家経営の安定を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてのうち、現況の農振面積、農地区域面積等についてのお知らせをということでのお尋ねでございました。農業振興地域の整備に関する法律に基づく今回の農振整備計画の見直しの目的につきましては、一つ目には平成18年3月の合併、二つ目には新名寄市総合計画及び新名寄市農業・農村振興計画との整合性、三つ目には旧市町村の前回の見直しから5年以上既に経過しておりますので、農業政策、社会情勢の変化により計画内容の見直しが必要になったものでございます。おおむね5年ごとに見直しが法定化されているものでございます。現況の農振区域の面積を申し上げますと、農地面積では1万862ヘクタール、採草放牧地では131ヘクタール、山林、原野等では2万16ヘクタール、総面積は3万1,009ヘクタールでございます。うち農用地区域の面積につきましては、農地面積では1万677ヘクタール、採草放牧地では131ヘクタール、山林、原野等では2,548ヘクタール、総面積といたしまして1万3,356ヘクタールとなっております。

次に、農振、農用地区域内における耕作放棄地についてのお尋ねでございました。農振、農用地区域内の耕作放棄地につきましては、平地においてはと考えておりますけれども、高齢化に伴う農家戸数の減少や後継者不足などが要因と考えられる耕作放棄地は2005年の農林業センサス公表結果では、名寄地区では39ヘクタール、風

連地区では20ヘクタールとなっております。種目別では畑が94%を占めております。今回の農振整備計画の見直しにおいて、農家の意向調査や現地調査をしながら実態を把握することとしております。また、農業委員会では北海道農業会議の呼びかけによりまして平成16年度から耕作放棄地を防ぐため、全道農地パトロール月間を定めておりまして、新たな耕作放棄地を出さないよう取り組んでいるところでもございます。生産性の低い農地や傾斜地など作業効率の悪い農地につきましては、農地基盤整備も難しい条件にあり、中山間地域等直接支払制度を活用し、農家、集落の協力もいただきながら、農地の保全に対する共同取り組みを進めており、さらに今年度からは風連西資源活動組織を皮切りに名寄市内全域に農地・水・環境保全向上対策に取り組むことといたしているところでございます。

スケジュールについてのお尋ねをいただきました。スケジュールといたしましては、4月以降事前調査で関係機関、団体の各種計画の把握、6月以降では農業者の意向調査による農用地規模、それから利用計画の把握、8月からは農振、農用地区域の一筆調査、約1万7,000筆を予定させていただいております。10月からは、計画書、基礎資料作成のための農用地利用計画、生産基盤開発計画、農業近代化施設整備計画、生活環境施設の整備計画などの見直し計画を策定し、上川支庁と事前協議、12月までには名寄市農業・農村振興審議会へ協議、諮問をし、変更公告の縦覧の後、3月には決定公告の運びになるよう事務を進めているところでございます。

次に、名寄市の市有林の現況と施業計画、その中で市有林の面積の状況、市有林の施業計画あるいは森林の大切さをアピールしてはというようなお尋ねでございます。一括してお答えを申し上げたいと存じます。市有林の面積につきましては、2,488ヘクタールで、名寄市内の森林面積の7.42%となっております。林種別面積では、天然林

で834ヘクタールで33.5%、人工林では1,474ヘクタールで59.3%、無立木地では180ヘクタールで7.2%となっております。また、樹種別では人工林、天然林合わせて針葉樹では1,429ヘクタール、広葉樹では736ヘクタール、混交林では143ヘクタールとなっております。

次に、施業計画でありますけれども、名寄市では北海道の森林整備計画と整合性をとり、平成15年度に名寄市森林整備計画を策定したところでございます。この計画は、平成25年度までの10カ年計画でございます。5年ごとに見直すところとされているところでございます。また、上川北部管内は統一された森林整備計画を作成しており、合併後により山林面積が増となりましたけれども、計画そのものの変更はないものでございます。その中で林型、樹種に合わせた植林から伐採までの適期施工について記載されており、それに基づき計画をしていますが、市有林が飛び地のため、その土壌、勾配、傾斜の向きなど樹種の生育状況も多種多様であり、一律計画どおり施工できるとは限りません。また、市場価格も流動的であるため、各種条件を的確に判断しながら施業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

市民参加の森づくりにつきましては、近年環境問題も含め森の持つ多面的な機能（水源涵養機能、山地災害防止機能、防風防雪保安機能、さらには地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素吸収機能）が見直され、また市民の森林に対する意識も変化していると考えております。市民みずから木を植え、その成長を見守ることが森づくりの原点となることから、市民が森づくりに参加する環境もつくる必要があると考えています。昨年実施いたしました第1回上川北部天塩川流域森づくりの集いや旭川市で開催されました第21回もりの市、これは道民参加による楽しみながら森を学べるコーナーや木製品の販売、PRを実施しているものでございます。こういう催しを通じて各種行事の市民の周知を図るとともに、各種講演会、植樹会な

どの情報を広く市民に公開し、市民参加の機会を増していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、名寄市の公共施設の樹木台帳についてのお尋ねでございました。公共施設内の立木につきましては、平成15年度に財産管理の観点から各担当課に依頼し、樹種及び本数または寄附された樹木についても調査をし、施設ごとの個別台帳を作成してきたところでございます。さらに、16年度においても追跡調査を行い、台帳の整理を行っております。風連地区におきましては未実施のため、本年度調査を行い、台帳整理をしたいというふうに考えております。樹木の林齢につきましては、最近寄附されたものにつきましては推定できますけれども、天然木や植樹されて時間の経過したものにつきましては林齢の推定は困難と考えているところでございます。しかし、現地において危険と感じる樹木につきましては専門家、施設管理担当者や関係者と協議を行い、事前に最善策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きい項目の二つ目でございますが、緑丘第2団地跡の計画についてのお尋ねでございます。緑丘第2団地跡地の利用計画は、平成8年度に用途廃止してから庁内議論や多くの市民意見をお聞きしてまいりましたが、結論が出ない状態が長い間の懸案となっております。平成15年第2回定例会以降は、用地確定測量と現況測量を行い、南側の隣接地権者と土地整理、17年度には定住促進を目的に環境と景観にすぐれた家庭菜園つきでゆとりある住宅団地として分譲する方針で、昨年度から緑丘第2団地通改良工事の残土を中心に公共事業残土を利用し、宅地造成を行っております。市内における土地の位置関係、価格などから見て需要動向がかなり厳しいと想定されますが、地元建設業者グループなどの民間の協力で売れる宅地計画などの提言をいただきながら、基本的には当初の方針どおり宅地分譲による跡地利用を考

えております。また、御提言いただきました福祉施設の誘致や憩いの場としての利用は、現在ある施設状況や地理的なことも含め可能であると考えますので、宅地造成計画とあわせて研究させていただきたいと思っております。

次に、出店計画に係る振興策についてのお尋ねをいただきました。昭和55年12月に開店した長崎屋は、約20年営業後の平成13年1月に閉店し、大型店の出店により地域住民に新たな購買の場となるショッピングセンターが徳田地区に生まれるなどいたしました。その間東地区の既存の個店4店が廃業となりました。長崎屋の閉店後は、東地区住民の購買機会の減少、利便性の低下が顕著となったところでございます。これまで商店の出店につきましては、商工会議所など関係機関とも機会あるごとに意見交換をしてきた経緯がありますが、残念ながら実現には至っておりません。平成18年11月には、西1条南10丁目に食料品店が新規開業し、本年1月には東6条南9丁目にコンビニエンスストアが出店いたしました。確認いたしましたところ、新規開業した食料品店は数、量の多寡を問わず無料で宅配を行っている状況でありますので、町内会を通じ取り扱いの情報の提供を行うとともに、地域情報の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、移動販売につきましては、現在市内の自然食品の専門店が毎週火曜日の夕刻に東2条南5丁目で移動販売車による販売を行っており、今後販売機会をふやす相談や販売時間、さらには場所なども地元町内会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

また、農産物の直販グループによる販売につきましては、市内数カ所ですべて定期的な野菜市を行っておりますけれども、東地区につきましては開催はされておきませんが、お聞きいたしますと東地区には多くの方々が自家菜園を持たれているというふうなことも含め合わせまして、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、順番的に今の第2団地跡地の方から質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この緑丘の第2団地は、平成8年に用途廃止をさせていただきまして、そしてこの跡地の問題に対しては今まで先輩議員を含めて地域の方からいろいろとどうするのだと、そういうような議論があったと思っておりますし、私もこの関係に対しては15年度に定例議会で質問をさせていただいております。そのときには、答弁では120坪のコテージ風、これはなよろっぼい家づくりも入れてしながらそういう家づくりをする。また、家庭菜園も取り入れた本当にすごい計画だなど、そう思っております。また、分譲する、その両面で考えていくということは、考えるということも今考えてみますとどうなのかなという考え方を持っていましたけれども、それともの職業訓練所の跡地の広場含めてこの3点セットで説明をさせていただきました。そしてまた、おまけに東京なよろ会とも協議をしながら、あそこに入居してもらおうとか、いろいろな構想があったのも事実でございます。本当に早急に緑丘の第2団地の跡地、これはもう11年もたっているわけでございます。これは、やはり町内会、住民も含めて、またもと住んでいた方も、今あそこのところ立木の伐採もしています。そして、ほかの残土もかなり盛っております。それで、いよいよ始まるのですね、そういう要望も含めて、あと団地がよくなりますねと、そういうような観点からいってもなかなかその辺が進んでいかない。非常に残念でならないわけでございまして、そこで御質問をさせていただきましても、この緑丘の団地の関係、樹木の伐採、そこを埋めたりなんかということも事前に聞いておりますけれども、今その宅地造成計画を研究する、これはちょっとおかしな話でございまして、

この総合計画の中で緑丘第2団地の跡地を皆さんと理事者含めて話しされたことがあるのか、その辺を1点先にお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 研究するというのは、福祉施設の部分を含めてということになりますか。今の段階では、福祉施設の部分ではこれから研究ということになるというふうに考えています。今の段階では、宅地オンリーでという考え方を持っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、また基本的にはそのまま宅地造成をして売ると、そういうような基本的なのですか。これは、私は福祉施設、あの辺はもう福祉村というか、臨生会、老健施設ですとかアネックス関係、それから丘の上学園含めて、また私どもの団地も今本当に新しくなりまして皆さん喜んでいて。そして、小さい子供もいる。ですから、私も前のときには提言したとおりやっぱりミニ公園的な、そして住宅形成の中でどうなのですかと、そういう質問もさせていただいたところなんです。そして、今回私はこの一般質問に関しましては、申し上げたとおりやはりこの基本計画を含めて何年度に実施するのか、その辺を理事者含めてはつきり提示をしてくれと、そういう質問をしたと思うのです。その辺の具体策を含めて、もうそんなに前の市長さんからの含めてですから、それと住民にも言っている経緯もあるわけです。その辺も踏まえてもう一度お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどの答弁にもございましたように、非常に長い時間かけて私たちが論議をしています。したがって、すぐの結論はなかなか出ないのですけれども、先ほどから申し上げているように基本的には宅地として一番跡地利用はよいかというふうに考えています。いろんな考え方がございましょうけれども、宅地にしても、老健施設だとか、あるいはは

福祉施設にしてもやっぱり需要と供給の関係がございまして、入ってくる人、買ってくれる方という方がありますので、その辺も含めて今後研究しなければならぬところでありまして、まずまず市内の先ほど申し上げましたなよろっぱい家づくりだとか、そういうところの関係団体ともうちよっつと詰めさせていただいて研究をさせていただき、できるだけ早い段階でその方向づけを考えていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か歯切れ悪いようございまして、時期ぐらいいちよっつとお話をしてもらわないと、やはりこれはもう。だって、前回私が一般質問したときには、もうこういう形で今にもそういう形して、さっきの福祉施設だとか公園の関係だとかというのも私から提言した部分があるわけですから、それに対して今またそういう慌てて宅地造成計画云々ということなものですから、その辺どうですか、部長。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私ども早くしたいと思っています。道路も本年度で幹線道路もできるというふうに考えていますので、残土の方、公共残土も含めてあと2年程度で整地ができるというふうに考えています。一応名称もグリーンヒルという形で東京なよろ会にお示ししたパンフレットなどもできてはいるのです。ただ、その以降の中の道路だとか、宅番割りもしなければなりませんので、まだ若干時間がかかるとは思いますけれども、できるだけ早い段階で結論を出したいと考えています。私ども早く決着をつけたいという気持ちは議員と同じだということを御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か前回15年と同じような考え方なのかどうかちよっつとわかりませんが、いずれにしてもこれは私も地域含めて、

あそこも国道239に面しているものですから、やっぱり先ほど言ったように住んでいる方も、もと住んでいた方です、そういう方もやっとよくなるのですねと。そういう意向も踏まえてもう少し真剣にやらないと、それと今新総合計画の中で議論も含めて、コンパクトなまちだか何だかわからないけれども、そういうものも含めて、住居環境も含めてやっぱりやるところはやらなければだめです。そんなのらりくらりで、そしてそういう関係、私はこれ本当に地域、東地区の代表としてがっちりこれを踏まえやりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、時間もございますから、出店関係でございますけれども、これは東区の独居老人は、高齢者というか、高齢者ですか、これについてお聞きしたいのですけれども、独居老人、それから高齢者が多く、買い物に出るにもハイヤーだとか、いろいろな関係を使って、交通機関も使いながら、バスも走っています、そういうのもいろいろ使いながら、出店支援などさらなる積極的な対応や何か考えているのか、その辺もちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 参考までにちょっと申し上げたいと思いますけれども、JR宗谷本線の東地区でございますけれども、70歳以上の方につきましては882人ということでございます。そのうち70歳以上の独居の方につきましては、213人ということでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、実は2年前、17年度に植松議員も同じようなお尋ねをいただいております。それから比較いたしますと、確かにそう変化はないのですけれども、ただコンビニエンスが1店出たということでございまして、今それはセイコーマートというふうに承知しているのですけれども、セイコーマートは御案内のとおりちょっとした生鮮食料品等につきましては扱っていただいておりますから、大変喜んでいただいているところで

ございます。

なおまた、先ほどお話しさせていただきましたように宅配の部分といたしましうか、お店屋さんが量に問わないで、多く、わずかということなしに宅配をしていただいているというようなことで大変喜んでおります。今後も引き続き会議所になりましようか、それから商業界になりましようか、そういった方々に機会をとらえながらこういった話題、テーマを出しながら、できましたら実現に少しでも近づけるような、そんな努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今70歳以上の数字提示されましたけれども、これJR本線の東地区でちょっと資料をいただいたのですけれども、これ見ますと私もこの14区、13区含めて10地区ですか、なども本当に中名寄という農村も含めて、もとは移動販売等などもやっていた関係もあって、これもやっぱり実際にやらなければならぬと思うけれども、今私が要望いただいている14区、13区はある方から聞かれていますけれども、70歳以上が14区は251名、13区が165名で416名ですか。そして、そのうち独居世帯、これが14区で66名、13区で43名で109世帯ということでございまして、そのトータルもろもろ入れていると213になるのではないかなと思うのですけれども、やはりこの13区、14区含めて、その次に多いのが旭東、私どもの高見区もそうなのですけれども、これを考えたときに、私今回質問したときに商工会議所、また関係機関と申し上げました。ところが、今の部長さんのを総合すると商工会議所さんが郊外含めて、中心街ばかりなのかどうかかわからないのですけれども、やっぱり郊外の方には力入れていないのではないかな、そう思っております。その関係もございまして、率直に言って期待はしていませんでしたけ

れども、商工会議所では幾度となく機会あるごとにどうなのだと言っても出店計画はしませんと、そのような今の答弁でございます。しかし、今部長から言われましたけれども、お店の食料品関係の人でも宅配、多少のものでも無料配送すると、そういうような人もいるわけです。これは、確約含めたというか、今お聞きしますと承知をされているのかなど。これぜひお願いしたいのと、それから今東2条の方で移動販売含めて週に1回とか2回ということであつたろうと思うのですけれども、以前にもこの移動販売の関係も質問させていただきました。これもお話によっては、協議をするということですから、東地域含めて旭東、それから東12区、13区、皆さんやはりこの移動販売も極力あれしめて、お年寄りがまちに出るにしても車だとか、そういうものを使っているわけですし、また歩いても、自転車乗れるわけないです、手に持ったらもう重たくて歩けない、そんな状況も前にもお伝え申し上げました。この辺も早急に詰めていただいて、何とか東地区のみならず郊外の方にも、やはりそういう要望を含めて一生懸命やってくれる人、そういうのは行政もある程度手助けもし、お話もするのが私は妥当だと思っております。

そこで、この機会に商工会議所の関係申し上げましたけれども、前回大石議員の方も申さされてございましたけれども、中心市街地の活性化の基本計画の法律に基づいて今基本計画の作成をするのだと。そこで、商工会議所が中心となって協議会を組織しながら、行政としてどこまでかかわっていくのか、問題はそこだと思っております。やはり今まで行政がどこまでかかわっているか、その辺は皆さんわかっていることですが、これから商工会議所含めてその中心市街地の基本計画にどこまで行政としてかかわっていくのか。当然両方です。どういう作成をするのかということになっていますから、振興計画、方針の中でもうたわれておりますけれども、十分連携を図りながら基本

計画を図っていくのだということですがけれども、行政としてもその辺郊外型含めてどこまでかかわっていくのか、もし考えがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 東地区の出店についてのお尋ねがありました。私は、別の席でもこのことについてお話をさせていただいておりますが、長崎屋という大型店が出て東地区の個店4店が廃業になったのです。その長崎屋がまた徳田ショッピングセンターが出て廃業になったのです。ですから、生活に密着をした店舗を残すということはどういうことかと、このことをしっかり考えていただきたい。このことが私はコンパクトなまちづくりだと申し上げているのです。今中心市街地の活性化についての事業計画についてもお尋ねがありました。今名寄市内の小売店舗の床面積4万、ここに2万2,000の大型店が出てきますと、商業者の皆さんに幾ら活性化の計画づくりをしようと言ってもなかなか立ち上がっていただくことは難しいと、率直にそのように考えています。ですから、今特別委員会で熱心に御議論をいただいておりますけれども、どういうまちを残していくのかと。このことを植松議員もしっかりと考えていただきたいと、このように思っています。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） これに関しては、今市長から心強くお答えいただきました。これは、今議論中でございますので、この辺は私も委員外委員含めてやはり議論の中に入っていかなければならないのではないかなど。あと、委員の方ともどもやっていかなければならぬものであると思っておりますけれども、いずれにしても郊外含めて商工会議所、また関係機関がやっぱり名寄のまちづくりはこうなのだと、そういう、今度はしていただきたいなど、そう思っております。

次に、地域の農業技術の開発研究ですか、その成果を生産者へ反映させる機関としての求められ

る農業振興のセンターの関係で、一定の理解はさせていただいておりますけれども、問題は農協のかかわり方と負担額、今7対3ということもうたっておりますけれども、今後の強化対策踏まえて行政としては農協の考え方などいろいろ聞いていますけれども、その辺ちょっと考え方があればお願い申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 事務段階でJAの参事、それから私どもの方と定期的に情報交換をさせていただいております。振興センターの運営、管理に当たりましては、人も含めてのことでございますけれども、お話をさせていただいております。先ほどお答えをさせていただきましたように、合併して1年たちました。昨年正直申し上げまして、名寄、智恵文の方からどのぐらいの御相談が持ち込まれるのかなというようなことも受けとめとしてあったのですけれども、それなりに引き合いがございました。

なお、上辺というだけの理解という方もいらっしゃるものですから、去年は営農指導員を2名体制ということで進んでまいりましたけれども、ことしは3名体制というようなことで、特に名寄、智恵文地区に重点的に営農指導、そういったものの相談業務に当たっていきたくて思っております。おかげさまで風連の分につきましては、平成4年から振興センターが開設されておりますから、一定の理解をしていただいておりますし、そう混乱はないのだろうと思っておりますけれども、それらについては混乱のないようにスムーズな管理運営に当たってまいりたいと思っております。

それから、経費等につきましては、農協の御発言もありますけれども、時代、時代にあったような負担割合を求めていきたくて思っていますし、それから農家、生産者の皆さん方につきましては振興センターに寄せる期待が極めて大きいのではないかというふうに私ども率直に受けとめさせていただいておりますから、これらにつきましては

経費だとか人ということではなしに実のあるものにつなげていけたらいいなと、そんな思いで振興センターの管理運営に努めていきたいと思っておりますし、それからお話し合いも引き続きさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 農業振興センターの関係で今答弁いただきましたけれども、やはり今まで話聞くとところによると転作が多くなったときということでこの農業センターをつくって、生産者を含めてのどういう試験含めてやるかということでちょっとお聞きしたのでございますけれども、それも含めて今先ほどの答弁では市の職員だとか、職員分なんかを除いて運営管理費の総額、それに生産物の売り払いの代金を差し引いた分の額を市が7、そして農協が3ということでしたよね。これも名寄市さんも今度加わったわけでございまして、今のアスパラの苗含めて生産の売り払いもだんだんふえてきたのではないかなと思うのですけれども、この関係も負担割合がどうのこうのじゃなくて、それが一番あれなのですけれども、今後農協がある程度主体を持った形の中で、リーダーというか、引っ張っていきながら、そして試験やるところはしっかりと試験やるとか、そういうことも、7対3の割合がどうだと今言ったら農協にも怒られますけれども、やはりこの辺はしっかり検証してやらないと、農協がそれなりの力を蓄えるために、また生産者のために力を蓄えるためにもその辺も努力されたいのでないのかなと思っております。その辺ちょっとお聞きしたいのと、それから旧名寄市の方ではこの農業センターの方は余り、土壤診断だとか、いろいろあるわけですけれども、この辺の農協と、それから行政とが振興センターの方、農協と振興センターが一体となったPRとか、そういうのがやっぱり必要でないのかと。そういう農業センターって農家の方はある程度持つてはいらっしやいますけれども、その辺の中身

の交流含めてその辺もやられた方がいいのかなど。それを含めてもし考えがあれば。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 前段の費用負担の分につきましては、7・3という割合もありますけれども、基本的には人を負担していただくというのがありますし、割合で負担し合いっこしようというのがありますし、負担割合もそれぞれで違うというようなことで御理解をいただきたいと思っています。

それから、先ほど言いましたように市の職員というのは市の職員が出たから全部市が負担だということではございませんので、市の職員も負担割合に応じて農協から御負担をいただいているというふうなことで御理解をいただきたいと思っています。

それから、後段ありましたように営農指導員3名体制で進めさせていただいておりますけれども、営農指導員体制の3名の方々に預けっ放しということではだめだというふうなことで常に思っています。行政は行政として、農協は農協として営農相談窓口がきちりJAの場合には窓口としてあるわけですから、それぞれの役割分担をきちっと明確にしようというようなことが一つと、それから行政は行政で産地づくり含めて、PR含めて、それから支援、こういったものの役割分担をやっばりきちっと分けようというようなことでの考え方で、去年1年間ちょっと協議させていただきましたけれども、なかなか協議が詰まり切るところまではいっておりません。したがって、引き続きましたことし合併の2年目ですけれども、農協とは常にやっばり情報交換、提供しながら生産者のために役立つセンターあるいは農協、行政というふうな部分の受けとめをさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） その点よろしく御願い申し上げたいと思います。

次に、耕作放棄地の関係でございまして、今名寄は39ヘクタール、そして風連が20ということで合計59ヘクタール関係でございまして。その辺がこれから農振含めて計画、スケジュールもお聞きしました。それは、スケジュールどおりにやはり早急な対応が必要でないのかと思っております。ただ、1点だけ、これは今まで耕作を放棄しているというか、その人にお聞きしますと、やっぱり今機械も大型化になっていると。そして、附属機械もそれを引っ張って歩かなければならぬと。そして、中山間というか、山奥ですから鳥獣の被害も多いのだと。ですから、採算ベースも合わない。そして、今後今もう20年近く、十五、六年ですか、荒らされている状況の中も踏まえて、その辺も跡地を見直すときにはどうするのですかと。やはりもうそこはもとの自然に返してあげたいのだというような希望を持っていますので、全部とは言いませんけれども、その辺も考えて農振計画をスケジュールどおり進めていただきたいなと思っております。

次に、山林の関係でございまして。名寄市有林の現況と施業計画でございまして、これも私ももとの職場の関係でいろいろと名寄市さんには事業を含めていろいろな御心配もおかけしながらやっばりまいりましたけれども、問題はやはり施業計画によって作業を進めていくという、これが原則でございまして。国やら道の関係もございまして、こちらの方までおりてくるということになると、初めにもう林野庁の方で予算をどんどんとってしまうわけですから、なかなか道の対応を含めて大変な面があるわけでございますけれども、時間の関係もございまして、今風連も合併した段階で山林の評価額といいますか、これお知らせ願いたいのと施業計画により、今変わっているかどうかわからないのですけれども、目標の伐期齢、人工林でしたらカラマツ、トドマツ、それと天然林、

この関係2点ちょっとお願いしたいなと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 1点目につきましては、山林の評価額についてのお尋ねをいただきました。山林の評価額につきましては、画一的に算出はできないですけれども、公共工事の部分の単価で申し上げますと、現在1平方メートル当たり50円という単価でございます。これにつきましては、30年前と同じというようなことで受けとめさせていただいております。ただ、山林につきましては売買する面積につきましてはヘクタール単位ということでございますものですから、現在の近年の売買の事例等を参酌いたしますと、ヘクタール当たり約1万円から3万円程度の幅がありますけれども、そんな価格で売買をされているのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、伐期齢のことのお尋ねございました。通常トドマツでありますと50年、カラマツでは30年というふうになってございますけれども、名寄市の育成単層林の施業によりますとトドマツでは60年伐期、カラマツにつきましては50年が伐期の時期というふうな目安を持っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今説明を受けました。

山林の評価については、実際に調査員含めてまだしていないような気もいたしますけれども、いずれにいたしましても市民の財産であるわけですから、この辺はやっぱりちゃんとしておいた方がいいのかなと思っています。

それと、伐期齢関係は私がいるときと変わらない関係なのですけれども、ただ、今何かと市の財政含めてこれから厳しい状況などもある場合はどこで財源を充てるかということ、ほかにあるのでしたら別ですけれども、私はやっぱり山林、市有林

関係ではなかろうかなと、こう思っているわけなのです。三十何年前ぐらいには、弥生の方で伐採してこういう財源に充てた経緯もありますから、これから市有林のあり方、施業方法も適期の伐期齢を踏まえて、常時点検含めてその専門の組合等などもいますので、その辺も踏まえてやはり真剣に取り組んでいって、市民に今いろんな面で負担をかけているわけですから、その部分にも見返りをしているとか、そういう適期適伐、そういう形も考えていっていただきたいなと思っております。この辺も含めてお願いします。

それと、市民参加の森づくりですけれども、先ほども地球温暖化含めて、市民、また前回は申し上げましたけれども、子供含めてお弁当など持って行って、そしていいところで空気を吸いながら、森はやっぱり山というのは長いスパンですから、こういうのは1日でも半日でもいいですけれども、余り手をかけないで市民が穴を掘って植えると。そして、苗木の提供などは森づくりセンターですか、いろんな関係でもう早目に言っておけば苗木も余り金かからぬのではないかと、そういうような指示もされていますので、その辺も踏まえてぜひこの辺も実現していただきたいのと、それから…よろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 30秒。

○2番（植松正一議員） この台帳の関係でございますけれども、これも風連町ではまだ実施をしていない。この関係は、私あえて何で申し上げるかということ、時間がたって前のは林齢や何かわからぬと言うけれども、これは専門の森づくりセンターなどへ行ったらわかる機械なんかもありますから、やっていただけだと思いますけれども、なぜこうなるかということ、特に寄附された部分、ボランティアで植えた部分などは何かの道路の問題だとか、いろいろな問題で移動する場合だとか、そういうときにはやはり何年度に植えさせていただいた何々をこういう形でちょっと移動させてもらうとか伐採するとか、そういう経歴はちゃんと

しておかなければならない。それと、山と違って町中は公害、車の公害だとか除雪の問題だとか、いろんな関係で木が傷んでいるわけですから、樹木のそういう台帳を含めてこのものは何年だけでも、傷められたからこのものも何とかしなければならぬとか、ちょっと枝張りが悪いからと今維持管理の方でやっていますけれども、本当に適切にやっていると私は見ています。ですから、それも踏まえて台帳の整備だけはしっかりとするように要望して終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 東 千 春